

官報 号外

平成五年四月十六日

○第百二十六回 参議院會議録第十一号

平成五年四月十六日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十一号

平成五年四月十六日

午前十時開議

第一 診療放射線技師法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 視能訓練士法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 阪神高速道路公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 不動産登記法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(原文兵衛君) 開会に先立ち、御報告申し上げます。

去る十二日、皇太子殿下納采の儀に当たり、議長は、皇居において天皇陛下並びに皇太子殿下にお目にかかり、さきに本院が慶賀の意を表するため議決した賀詞を奉呈いたしました。

○議長(原文兵衛君) これより会議を開きます。

日程第一 診療放射線技師法の一部を改正する法律案

日程第二 視能訓練士法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生委員長細谷昭雄君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔細谷昭雄君登壇、拍手〕

○細谷昭雄君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

両法律案は、医学医療の進歩等に対応し、医療関係者間における効率的かつ適正な役割分担を図ろうとするものであります。

まず、診療放射線技師法の一部を改正する法律案は、診療放射線技師の業務として、従来のエックス線撮影などに加えて、政令で定める比較的完全な磁気共鳴画像診断装置その他の画像診断装置を用いた検査業務を追加するとともに、守秘義務及び他の医療関係職種との連携規定を設けようとするものであります。

次に、視能訓練士法の一部を改正する法律案は、視能訓練士の業務として、従来の両眼視機能の回復のための矯正訓練やその他の検査に加えて、人体に影響を及ぼす程度が低い眼科に係る検査を行うことを追加するとともに、他の医療関係職種との連携規定を設けようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して審査し、医療関係職種間の業務分担のあり方と新職種についての検討、チーム医療促進のための連携強化、養成課程の見直しの必要性等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、順次採決の結果、両案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案に対し附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よつて、両案は全会一致をもって可決されました。

○議長(原文兵衛君) 日程第三 阪神高速道路公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長堀原敬義君。

〔堀原敬義君登壇、拍手〕

○堀原敬義君 ただいま議題となりました阪神高速道路公団法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、自動車交通の円滑化を図り、都市の機能の維持及び増進に資するため、阪神高速道路公団が、京都市の区域のうち大阪市及び神戸市の区域と自然的、経済的、社会的に密接な関係がある地域等において業務を行うことができることとするなど、役員に関する規定等を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、京都市における都市高速道路の必要性、阪神高速道路公団を事業主体とする理由、生活環境及び景観への配慮等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましてところ、日本共産党を代表して上田委員より反対する旨の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

○議長(原文兵衛君) 日程第四 不動産登記法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

○議長(原文兵衛君) 日程第五 診療放射線技師法の一部を改正する法律案外一件 阪神高速道路公団法の一部を改正する法律案

平成五年四月十六日 参議院會議録第十一号

皇太子殿下納采の儀に関する議長の報告 診療放射線技師法の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する法律案

平成五年四月十六日

参議院會議録第十一号

皇太子殿下納采の儀に関する議長の報告

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する法律案

平成五年四月十六日

参議院會議録第十一号

皇太子殿下納采の儀に関する議長の報告

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する法律案

平成五年四月十六日

参議院會議録第十一号

皇太子殿下納采の儀に関する議長の報告

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する法律案

平成五年四月十六日

参議院會議録第十一号

皇太子殿下納采の儀に関する議長の報告

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する法律案

平成五年四月十六日

参議院會議録第十一号

皇太子殿下納采の儀に関する議長の報告

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する法律案

平成五年四月十六日

参議院會議録第十一号

皇太子殿下納采の儀に関する議長の報告

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する法律案

平成五年四月十六日

参議院會議録第十一号

皇太子殿下納采の儀に関する議長の報告

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する法律案

平成五年四月十六日

参議院會議録第十一号

皇太子殿下納采の儀に関する議長の報告

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する法律案

平成五年四月十六日

参議院會議録第十一号

皇太子殿下納采の儀に関する議長の報告

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する法律案

平成五年四月十六日

参議院會議録第十一号

皇太子殿下納采の儀に関する議長の報告

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する法律案

平成五年四月十六日

参議院會議録第十一号

皇太子殿下納采の儀に関する議長の報告

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する法律案

平成五年四月十六日

参議院會議録第十一号

皇太子殿下納采の儀に関する議長の報告

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する法律案

平成五年四月十六日

参議院會議録第十一号

皇太子殿下納采の儀に関する議長の報告

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する法律案

平成五年四月十六日

参議院會議録第十一号

皇太子殿下納采の儀に関する議長の報告

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する法律案

平成五年四月十六日

参議院會議録第十一号

皇太子殿下納采の儀に関する議長の報告

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する法律案

平成五年四月十六日

参議院會議録第十一号

皇太子殿下納采の儀に関する議長の報告

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する法律案

平成五年四月十六日

参議院會議録第十一号

皇太子殿下納采の儀に関する議長の報告

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する法律案

平成五年四月十六日

参議院會議録第十一号

皇太子殿下納采の儀に関する議長の報告

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する法律案

平成五年四月十六日

参議院會議録第十一号

皇太子殿下納采の儀に関する議長の報告

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する法律案

平成五年四月十六日

参議院會議録第十一号

皇太子殿下納采の儀に関する議長の報告

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する法律案

平成五年四月十六日

参議院會議録第十一号

皇太子殿下納采の儀に関する議長の報告

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する法律案

平成五年四月十六日

参議院會議録第十一号

皇太子殿下納采の儀に関する議長の報告

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する法律案

平成五年四月十六日

参議院會議録第十一号

皇太子殿下納采の儀に関する議長の報告

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する法律案

平成五年四月十六日

参議院會議録第十一号

皇太子殿下納采の儀に関する議長の報告

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する法律案

平成五年四月十六日

参議院會議録第十一号

皇太子殿下納采の儀に関する議長の報告

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する法律案

平成五年四月十六日

参議院會議録第十一号

皇太子殿下納采の儀に関する議長の報告

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する法律案

平成五年四月十六日

参議院會議録第十一号

皇太子殿下納采の儀に関する議長の報告

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する法律案

平成五年四月十六日

参議院會議録第十一号

皇太子殿下納采の儀に関する議長の報告

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する法律案

平成五年四月十六日

参議院會議録第十一号

皇太子殿下納采の儀に関する議長の報告

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する法律案

平成五年四月十六日

参議院會議録第十一号

皇太子殿下納采の儀に関する議長の報告

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する法律案

平成五年四月十六日

参議院會議録第十一号

皇太子殿下納采の儀に関する議長の報告

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する法律案

平成五年四月十六日

参議院會議録第十一号

皇太子殿下納采の儀に関する議長の報告

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する法律案

平成五年四月十六日

参議院會議録第十一号

皇太子殿下納采の儀に関する議長の報告

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する法律案

平成五年四月十六日

参議院會議録第十一号

皇太子殿下納采の儀に関する議長の報告

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する法律案

平成五年四月十六日

参議院會議録第十一号

皇太子殿下納采の儀に関する議長の報告

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する法律案

平成五年四月十六日

参議院會議録第十一号

皇太子殿下納采の儀に関する議長の報告

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する法律案

平成五年四月十六日

参議院會議録第十一号

皇太子殿下納采の儀に関する議長の報告

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する法律案

平成五年四月十六日

参議院會議録第十一号

皇太子殿下納采の儀に関する議長の報告

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する法律案

平成五年四月十六日

参議院會議録第十一号

皇太子殿下納采の儀に関する議長の報告

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する法律案

平成五年四月十六日

参議院會議録第十一号

皇太子殿下納采の儀に関する議長の報告

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する法律案

平成五年四月十六日

参議院會議録第十一号

皇太子殿下納采の儀に関する議長の報告

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する法律案

平成五年四月十六日

参議院會議録第十一号

皇太子殿下納采の儀に関する議長の報告

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する法律案

平成五年四月十六日

参議院會議録第十一号

皇太子殿下納采の儀に関する議長の報告

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する法律案

平成五年四月十六日

参議院會議録第十一号

皇太子殿下納采の儀に関する議長の報告

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する法律案

平成五年四月十六日

参議院會議録第十一号

皇太子殿下納采の儀に関する議長の報告

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する法律案

平成五年四月十六日

参議院會議録第十一号

皇太子殿下納采の儀に関する議長の報告

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する法律案

平成五年四月十六日

参議院會議録第十一号

皇太子殿下納采の儀に関する議長の報告

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する法律案

平成五年四月十六日

参議院會議録第十一号

皇太子殿下納采の儀に関する議長の報告

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する法律案

平成五年四月十六日

参議院會議録第十一号

皇太子殿下納采の儀に関する議長の報告

平成五年四月十六日 参議院會議録第十一号

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長片上公人君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔片上公人君登壇、拍手〕

○片上公人君 ただいま議題となりました不動産登記法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、建物の合体に関する登記手続を整備し、地役権の登記がある土地の合筆の登記手続及び予告登記に関する手続を改善するとともに、閲覧に供するため登記所に地図に準ずる図面を備え、本人の死亡等の場合にも登記申請代理権が消滅しないこととする等所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、地図の整備状況、登記関係手数料の合理的あり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(原文兵衛君) 日程第五 国立学校設置法

不動産登記法の一部を改正する法律案 国立学校設置法の一部を改正する法律案 改善資金助成法の一部を改正する法律案 外二件

の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長松浦功君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔松浦功君登壇、拍手〕

○松浦功君 ただいま議題となりました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、群馬大学の教養部を改組して社会情報学部を、名古屋大学の教養部を改組して情報文化学部を、奈良女子大学の家政学部を改組して生活環境学部をそれぞれ設置するほか、滋賀大学、徳島大学及び琉球大学の各大学に併設されている夜間三年制の短期大学部並びに大阪大学に併設されている医療技術短期大学部を廃止して、それぞれの関係学部部に統合しようとするものであります。

委員会におきましては、カリキュラム改革と一般教育の重要性、多様な大学入試の推進、自己点検・評価の意義とその効果、貧困な教育・研究環境の抜本的改善等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し五項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(原文兵衛君) 日程第六 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長斎藤文夫君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔斎藤文夫君登壇、拍手〕

○斎藤文夫君 ただいま議題となりました特許法等の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における技術開発の進展に伴う技術開発成果の迅速な保護の要請、工業所有権制度の国際的調和の必要性の増大、その他工業所有権制度をめぐる情勢の変化に対処するため、特許制度について補正の範囲の適正化及び審判手続の簡素化を行うとともに、実用新案登録出願について早期登録の制度を採用する等制度の改善を図り、あわせて工業所有権関係料金を改定しようとするものであります。

委員会におきましては、工業所有権制度をめぐる国際協調の動向と我が国の対応、新制度の円滑な実施策、補正の適正化と審査期間の短縮、料金額上げと中小企業支援策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し六項目の附帯決議を行いました。

沿岸漁業

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(原文兵衛君) 日程第七 沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律案

日程第八 水産業協同組合法の一部を改正する法律案

日程第九 漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長吉川芳男君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔吉川芳男君登壇、拍手〕

○吉川芳男君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律案は、経営等改善資金を拡充するとともに、青年漁業者等養成確保資金を設ける等の措置を講じようとするものであります。

次に、水産業協同組合法の一部を改正する法律案は、漁協等の行うことができる事業の内容を充実するとともに、事業の譲渡の適正な実施を確保するための規定を整備する等の措置を講じようとするものであります。

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

次に、漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案は、漁協の合併及び事業経営計画の提出期限の延長等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、参考人を招いてその意見を聴取するとともに、三法律案それぞれの提出理由、青年漁業者等の確保対策、漁協の事業譲渡及び合併のあり方、漁業及び漁村の果たす役割等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑終局の後、まず、沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律案について採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、水産業協同組合法の一部を改正する法律案及び漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案について討論に入りましたところ、日本共産党を代表して林理事より両法律案に対しいずれも反対である旨の発言がありました。

討論終局の後、採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、これら三法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

まず、沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

次に、水産業協同組合法の一部を改正する法律案及び漁業協同組合合併助成法の一部を改正する

法律案を一括して採決いたします。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

よって、両案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時十九分散会

出席者は左のとおり。

議長 原文兵衛君
副議長 赤桐 操君

議員
山下 栄一君 荒木 清寛君
鈴木 栄治君 島袋 宗康君
西川 潔君 風間 昶君
横尾 和伸君 直嶋 正行君
下村 泰君 喜屋武眞榮君
青島 幸男君 白浜 一良君
武田 節子君 浜四津敏子君
江本 孟紀君 坪井 一字君
関根 則之君 木庭健太郎君
常松 克安君 片上 公人君
猪熊 重二君 長谷川 清君
大島 慶久君 星野 朋市君
中川 嘉美君 刈田 貞子君
牛嶋 正君 統 訓弘君
足立 良平君 寺崎 昭久君
柳川 覺治君 吉川 博君
及川 順郎君 中西 珠子君
広中和歌子君 勝本 健司君
竹山 裕君 鶴岡 洋君
大久保直彦君 和田 教美君
高桑 栄松君 黒柳 明君
井上 計君 吉田 久之君
山田 勇君 世耕 政隆君
野末 陳平君 寺澤 芳男君
小池百合子君 志村 哲良君

尾辻 秀久君 合馬 敬君
細川 護国君 武田邦太郎君
吉村剛太郎君 矢野 哲朗君
山崎 正昭君 前島英三郎君
狩野 安君 泉 信也君
上野 公成君 岡 利定君
加藤 紀文君 河本 英典君
田村 秀昭君 木暮 山人君
鎌田 要人君 石川 弘君
香掛 哲男君 中曾根弘文君
石井 道子君 吉川 芳男君
守住 有信君 青木 幹雄君
小野 清子君 浦田 勝君
木宮 和彦君 石井 一二君
岡野 裕君 大浜 方栄君
椎名 素夫君 松浦 功君
松尾 官平君 前田 浩君
宮澤 弘君 遠藤 要君
井上 吉夫君 沢田 一精君
林田悠紀夫君 伊江 朝雄君
佐々木 満君 岩崎 純三君
井上 裕君 山本 富雄君
大河原太一郎君 清水嘉子君
清水嘉子君 片山虎之助君
平野 貞夫君 松谷蒼一郎君
服部三男雄君 釘宮 磐君
植崎 泰昌君 佐藤 静雄君
清水 達雄君 真島 一男君
陣内 孝雄君 陣内 孝治君
松浦 孝治君 永野 茂門君
藤田 雄山君 大塚清次郎君

下稻葉耕吉君 鈴木 貞敏君
田辺 哲夫君 藤井 孝男君
倉田 寛之君 上杉 光弘君
久世 公亮君 田沢 智治君
岡部 三郎君 高木 正明君
坂垣 正君 斎藤 十朗君
平井 卓志君 鈴木 省吾君
坂野 重信君 下条進一郎君
森山 眞弓君 北 修二君
井上 孝君 村上 正邦君
紀平 梯子君 小林 正君
新間 正次君 中尾 則幸君
栗原 君子君 石原健太郎君
大脇 雅子君 村田 誠雄君
上山 和人君 種田 誠君
谷畑 孝君 肥田美代子君
岩本 久人君 吉田 達男君
岩本 久人君 三上 隆雄君
櫻井 規順君 森 暢子君
堂本 曉子君 野別 隆俊君
三石 久江君 菅野 壽君
庄司 中君 竹村 泰子君
大淵 絹子君 梶原 敬義君
千葉 景子君 久保田真田君
稻村 稔夫君 小川 仁一君
志苦 裕君 本岡 昭次君
上野 雄文君 矢田部 理君
鈴木 和美君 菅野 久光君
山本 正和君 篠崎 年子君
大森 昭君 田 英夫君
淵上 貞雄君 今井 澄君
青木 新次君 萩野 浩基君
峰崎 直樹君 三野 榮子君
川崎 幸子君 西野 康雄君
喜岡 淳君 北村 哲男君
堀 利和君 乾 晴美君
前畑 幸子君

議長の報告事項
去る九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

大島 慶久君

補欠

釘宮 磐君

外務委員

辞任

木庭健太郎君

補欠

荒木 清寛君

國務大臣

上田耕一郎君

星川 保松君

吉岡 吉典君

栗森 喬君

穂山 篤君

佐藤 三吾君

有働 正治君

高井 和伸君

山口 哲夫君

渡辺 四郎君

笹野 貞子君

会田 長栄君

林 紀子君

國弘 正雄君

清水 澄子君

吉川 春子君

及川 一夫君

細谷 昭雄君

磯村 修君

橋本 敦君

松前 達郎君

村沢 牧君

古川太三郎君

市川 正一君

瀨谷 英行君

中村 鋭一君

立木 洋君

後藤田正晴君

森山 眞弓君

丹羽 雄哉君

田名部匡省君

森 喜朗君

中村喜四郎君

建設大臣

農林水産大臣

厚生大臣

文部大臣

法務大臣

矢原 秀男君

石渡 清元君

山田 健一君

大蔵委員

辞任

村沢 牧君

補欠

本岡 昭次君

厚生委員

辞任

釘宮 磐君

補欠

大島 慶久君

木庭健太郎君

農林水産委員

辞任

荒木 清寛君

補欠

吉村剛太郎君

補欠

高木 正明君

村沢 牧君

本岡 昭次君

補欠

吉村剛太郎君

補欠

高木 正明君

村沢 牧君

補欠

吉村剛太郎君

補欠

高木 正明君

村沢 牧君

補欠

吉村剛太郎君

補欠

高木 正明君

村沢 牧君

補欠

吉村剛太郎君

補欠

高木 正明君

村沢 牧君

補欠

通信委員

辞任

高木 正明君

補欠

吉村剛太郎君

建設委員

辞任

会田 長栄君

補欠

三重野榮子君

補欠

会田 長栄君

補欠

三重野榮子君

補欠

会田 長栄君

補欠

三重野榮子君

補欠

会田 長栄君

補欠

三重野榮子君

補欠

会田 長栄君

補欠

三重野榮子君

議院運営委員

辞任

岡 利定君

補欠

岡 利定君

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

流通業務市街地の整備に関する法律の一部を改正する法律案

不正競争防止法案

林業改善資金助成法の一部を改正する法律案

林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案

社会福祉・医療事業団法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案

同日議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付した。

政治の信頼確立と政治改革の推進に関する決議

同日議長から、農業基本法第六条第一項の規定に基づき平成四年度農業の動向に関する年次報告及び同法第七条の規定に基づき平成五年度において講じようとする農業施策についての文書を受領した。

去る十二日議長は、皇太子徳仁親王殿下の納采の儀につき、皇居において天皇皇后両陛下及び皇太子殿下にお目にかかり、御祝詞を申し上げた。

同日議長は、皇太子徳仁親王殿下の納采の儀につき、皇居において、天皇陛下及び皇太子殿下にお目にかかり、賀詞を奉呈した。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

厚生委員

辞任

糸久八重子君

補欠

堀 利和君

運輸委員

辞任

堀 利和君

補欠

決算委員

辞任

岡 利定君

補欠

岡 利定君

同日議長から予備審査のため次の議案が送付された。

公職選挙法の一部を改正する法律案（佐藤観樹君外二十四名提出）（衆第一〇号）

衆議院議員小選挙区画定等審議会設置法案（佐藤観樹君外二十四名提出）（衆第一二号）

政治資金規正法の一部を改正する法律案（佐藤観樹君外二十四名提出）（衆第二二号）

政交付金の交付に関する法律案（佐藤観樹君外二十四名提出）（衆第一三三号）

政治倫理法案（佐藤観樹君外十八名提出）（衆第一四号）

国会法の一部を改正する法律案（佐藤観樹君外十八名提出）（衆第一五号）

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

異動前の氏名

官職名

異動後の氏名

官職名

年月日

異動

外務省国際連合局長事務代理

小西 正樹（解職）

平五・四・二

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十六回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省国際連合局長

治彦君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省国際連合局長治彦君（同日議長承認）を、第百二十六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

厚生委員

辞任

糸久八重子君

補欠

堀 利和君

運輸委員

辞任

糸久八重子君

補欠

堀 利和君

決算委員

辞任

糸久八重子君

補欠

堀 利和君

議院運営委員

辞任

下村 泰君

補欠

井上 哲夫君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

厚生委員会

理事

木庭健太郎君（木庭健太郎君の補欠）

同日議長から、農業基本法第六条第一項の規定に基づき平成四年度農業の動向に関する年次報告及び同法第七条の規定に基づき平成五年度において講じようとする農業施策についての文書を受領した。

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

船舶安全法の一部を改正する法律案(閣法第三〇号)

阪神高速道路公団法の一部を改正する法律案(閣法第三二号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案(閣法第六八号)

同日内閣から、次の質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

参議院議員坂正敏君提出市ヶ谷台一号館保存運動に対する防衛庁の見解に関する質問(答弁することができず期限 四月二十一日)

同日委員長から次の報告書が提出された。

診療放射線技師法の一部を改正する法律案(閣法第五七号)審査報告書

視能訓練士法の一部を改正する法律案(閣法第五八号)審査報告書

同日内閣から、林業基本法第九條第一項の規定に基づき平成四年度林業の動向に関する年次報告及び同法第九條第二項の規定に基づき平成五年度において講じようとする林業施策についての文書を受領した。

一昨十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

決算委員

辞任 尾辻 秀久君 補欠 陣内 孝雄君

合馬 敬君 木暮 山人君

清水嘉子子君 藤江 弘一君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを商工委員会に付託した。

貿易保険法の一部を改正する法律案(閣法第一九号)

昨十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任 矢野 哲朗君 補欠 岩崎 純三君

文教委員

辞任 乾 晴美君 補欠 萩野 浩基君

商工委員

辞任 村田 誠醇君 補欠 堀 利和君

運輸委員

辞任 堀 利和君 補欠 村田 誠醇君

通信委員

辞任 三重野 栄子君 補欠 会田 長栄君

労働委員

辞任 岩崎 純三君 補欠 矢野 哲朗君

建設委員

辞任 会田 長栄君 補欠 三重野 栄子君

萩野 浩基君 乾 晴美君

同日委員長から次の報告書が提出された。

阪神高速道路公団法の一部を改正する法律案(閣法第一三三号)審査報告書

不動産登記法の一部を改正する法律案(閣法第二三三号)審査報告書

国立学校設置法の一部を改正する法律案(閣法第八号)審査報告書

特許法等の一部を改正する法律案(閣法第一八号)審査報告書

案(閣法第四五号)審査報告書

審査報告書

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成五年四月十三日

参議院議長 原 文兵衛殿

厚生委員長 細谷 昭雄

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、医学医術の進歩等に対応し、医療関係者間における効率的かつ適正な役割分担を図るため、診療放射線技師の業務範囲の拡大等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一 医学の進歩や新しい医療機械の登場等に適確に対応できるよう制度面での検討を進め、新たな業務については、今後とも、既存の医療関係職種において、あるいは新規の職種を設けることにより、効率的かつ適正な役割分担の検討を進めること。

二 医学の進歩等に従い高度化する医療サービスに適確に対応し、適正なチーム医療のための医療関係職種間の連携が十分確保されるよう努めること。

三 今後とも、養成施設のカリキュラムを必要に応じて見直ししていくとともに、医療関係者のそれぞれが生涯学習、自己研鑽に積極的に取り組めるよう配慮すること。

右決議する。

平成五年三月十日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成五年四月十三日

参議院議長 原 文兵衛殿

厚生委員長 細谷 昭雄

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、医学医術の進歩等に対応し、医療関係者間における効率的かつ適正な役割分担を図るため、診療放射線技師の業務範囲の拡大等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一 医学の進歩や新しい医療機械の登場等に適確に対応できるよう制度面での検討を進め、新たな業務については、今後とも、既存の医療関係職種において、あるいは新規の職種を設けることにより、効率的かつ適正な役割分担の検討を進めること。

二 医学の進歩等に従い高度化する医療サービスに適確に対応し、適正なチーム医療のための医療関係職種間の連携が十分確保されるよう努めること。

三 今後とも、養成施設のカリキュラムを必要に応じて見直ししていくとともに、医療関係者のそれぞれが生涯学習、自己研鑽に積極的に取り組めるよう配慮すること。

右決議する。

平成五年三月十日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

診療放射線技師法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

の補助として、磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置であつて政令で定めるものを用いた検査(医師又は歯科医師の指示の下に行うものに限る。)を行うことを業とすることができ、

第二十五条第二項及び第二十六条第三項を削る。

第二十七条第四項を削り、同条を第二十八条とし、同条の前に次の一条を加える。

(他の医療関係者との連携)

第二十七条 診療放射線技師は、その業務を行うに当たつては、医師その他の医療関係者との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならない。

第二十八条の次に次の二条及び一章を加える。

(秘密を守る義務)

第二十九条 診療放射線技師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。診療放射線技師でなくなつた後においても、同様とする。

(経過措置)

第三十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第五章 罰則

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十四条の規定に違反した者
二 虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受け

た者

第三十二条 第二十一条第一項の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第二項の業務停止の処分違反して業務を行つた者

二 第二十六条第一項又は第二項の規定に違反した者

三 第二十九条の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者

2 前項第三号の罪は、告訴を待つて論ずる。

第三十四条 第二十五条の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十一条の規定に違反した者
二 第二十八条第一項の規定に違反した者

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定(第四章 業務(第二十四条第二十七條)を「第四章 業務等(第二十四条第二十七條)」に改める部分を除く)、第三十二条第二項を削る改正規定、第四條の改正規定、第九條第五項及び第十一條第二項を削る改正規定、第二十條の改正規定、第二十一條第三項、第二十四條第二項、第二十五條第二項、第二十六條第三項及び第二十七條第四項を削る改正規定並びに第二十八條の次に二条及び一章を加え

る改正規定(第三十條に係る部分を除く。)は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

2 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の診療放射線技師法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

視能訓練士法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成五年四月十三日

厚生委員長 細谷 昭雄

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、医学医療の進歩等に対応し、医療関係者間における効率的かつ適正な役割分担を図るため、視能訓練士の業務範囲の拡大等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一 医学の進歩や新しい医療機械の登場等に的確に対応できるよう制度面での検討を進め、新たな業務については、今後とも、既存の医療関係職種において、あるいは新規の職種を設けることにより、効率的かつ適正な役割分担の検討を進めること。

二 医学の進歩等に従い高度化する医療サービスに適確に対応し、適正なチーム医療のための医療関係職種間の連携が十分確保されるよう努めること。

三 今後とも、養成施設のカリキュラムを必要に応じて見直していくとともに、医療関係者のそれぞれが生涯学習、自己研鑽に積極的に取り組めるよう配慮すること。

右決議する。

視能訓練士法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成五年三月十日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

視能訓練士法の一部を改正する法律案
視能訓練士法(昭和四十六年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「業務(第十七條第二十二條)」を「業務等(第十七條第二十二條)」に改める。

第五條第二号中「業務」の下に「(第十七條第一項に規定する業務を含む。第十八條の二及び第十九條において同じ。)」を加える。

「第四章 業務」を「第四章 業務等」に改める。

第十七條第二項を同条第三項とし、同条第一項中「検査」の下に「並びに眼科検査」を加え、「行な

う」を「行う」に改め、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

視能訓練士は、第二条に規定する業務のほか、視能訓練士の名称を用いて、医師の指示の下に、眼科に係る検査（人体に影響を及ぼす程度が高い検査として厚生省令で定めるものを除く。次項において「眼科検査」という。）を行うことを業とすることができる。

第十八条の次に次の一条を加える。

（他の医療関係者との連携）

第十八条の二 視能訓練士は、その業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならない。

第四章中第二十條の次に次の一条を加える。

（経過措置）

第二十條の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（前則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第二十一条第一項中「三万円」を「三十万円」に改める。

第二十二條中「一万円」を「二十万円」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十一条第一項及び第二十二條の改正規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

審査報告書

阪神高速道路公団法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成五年四月十五日

建設委員長 梶原 敬義
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、自動車交通の円滑化を図り、都市の機能の維持及び増進に資するため、阪神高速道路公団が京都市の区域のうち大阪市及び神戸市の区域と自然的経済的社会的に密接な関係がある地域等において業務を行うことができることとするともに、役員に関する規定等を整備しようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費は、平成五年度道路整備特別会計予算に計上されている阪神高速道路公団出資金八十一億五千万円の中に含まれている。

阪神高速道路公団法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三條により送付する。

平成五年四月十三日

衆議院議長 櫻内 義雄
参議院議長 原 文兵衛殿

阪神高速道路公団法の一部を改正する法律案

阪神高速道路公団法の一部を改正する法律案
阪神高速道路公団法（昭和三十七年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「大阪市の区域及び神戸市の区域並びにそれらの区域」を「大阪及び神戸市の区域並びに京都市の区域のうちこれらの両市の区域と自然的経済的社会的に密接な関係がある地域並びにそれらの地域」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四条第四項中「第一項の」を削る。

第十九条に次の一項を加える。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は建設大臣に意見を提出することができる。

第二十条第一項中「副理事長」を削り、同条第二項中「理事」を「副理事長及び理事」に改める。

第二十一条第一項を次のように改める。

理事長及び副理事長の任期は、四年とし、理事及び監事の任期は、二年とする。

第二十九条第一項中「大阪市の区域及び神戸市の区域並びにそれらの区域」を「大阪及び神戸市の区域並びに京都市の区域のうちこれらの両市の区域と自然的経済的社会的に密接な関係がある地域並びにそれらの地域」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四十一条第二項中「第四条第一項の下に「又は第四項」を加える。

第五十条中「違反して」を「よるに改め、」又は「の下に」同項の規定による」を加え、「三万円」を「二十万円」に改める。

第五十一条中「三万円」を「二十万円」に改め、同条第三号中「行なつた」を「行つた」に改める。

第五十二条中「一万円」を「十万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の際現に阪神高速道路公団の副理事長である者は、その改正後の阪神高速道路公団法第二十条第二項の規定により副理事長として任命されたものとみなす。

3 前項の規定により任命されたものとみなされる副理事長の任期は、改正後の阪神高速道路公団法第二十一条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の際におけるその者の副理事長としての残任期間と同一の期間とする。

4 この法律の施行の際現に阪神高速道路公団の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

不動産登記法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成五年四月十五日

法務委員長 片上 公人
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、建物の合体に関する登記手続を

整備し、地役権の登記がある土地の合筆の登記手続及び予告登記に関する手続を改善するとともに、閲覧に供するため登記所に地図に準ずる図面を備え、本人の死亡等の場合にも登記申請代理権が消滅しないこととする等所要の改正を行おうとするものであつて、妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

なお、地図に準ずる図面の閲覧制度の新設により、平成五年度登記特別会計に約二十四億円の入増が見込まれる。

附帯決議

政府は、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一 不動産登記法第十七条の地図の整備の一層の促進を図るとともに、地図に準ずる図面についても、更にその整備を図ること。

二 地図等の閲覧手数料等、登記関係手数料については、利用者に過度の負担を与えることのないよう、適正な額に設定すること。

三 登記事務のコンピュータ化を更に推進するとともに、地図のコンピュータ化についてもその実現を図ること。

四 登記の真正を確保するため、今後とも登記申請手続の改善・整備、審査事務の充実を図ること。

右決議する。

不動産登記法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
平成五年四月八日

衆議院議長 櫻内 義雄
参議院議長 原 文兵衛殿

不動産登記法の一部を改正する法律案
不動産登記法の一部を改正する法律

不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条ノ二」を「第二十四条ノ三」に改める。

第三章中第二十四条ノ二の次に次の一条を加える。

第二十四条ノ三 登記所ニ第十七条ノ規定ニ依リ地図ヲ備ヘラルル迄ノ間之ニ代ヘテ地図ニ準ズル図面ヲ備フ

地図ニ準ズル図面ハ一筆又ハ数筆ノ土地毎ニ土地ノ位置、形状及ビ地番ヲ表示スルモノナルコトヲ要ス

何人ト雖モ第一項ニ定ムル間手数料ヲ納付シテ利害ノ関係アル部分ニ限リ地図ニ準ズル図面ノ閲覧ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ第二十一条第三項及ビ第四項ノ規定ヲ準用ス

第十条、第二十二條第一項本文及ビ第二十四条ノ規定ハ第一項ニ定ムル間地図ニ準ズル図面ニ之ヲ準用ス

第二十六條に次の一項を加える。
委任ニ因ル登記申請ノ代理人ノ権限ハ本人ノ死亡、本人タル法人ノ合併ニ因ル消滅、本人タル

受託者ノ信託ノ任務終了又ハ法定代理人ノ死亡若クハ代理権ノ變更若クハ消滅ニ因リテ消滅セズ
第三十四条中「裁判所」を「裁判所ノ裁判所書記官」に改める。

第四十四条中「其登記所ニ於テ」を削り、同条に後段として次のように加える。

此場合ニ於テ保証ヲ為ス者ガ他ノ登記所ニ於テ登記ヲ受ケタル者ナルトキハ其登記簿ノ謄本ヲモ添附スルコトヲ要ス

第六十条第一項中「若クハ合併ノ登記」の下に「及ビ合併ニ因ル建物ノ表示ノ登記を」、「旨ヲモ」の下に「其登記ガ所有権ノ登記アル建物ノ合併ニ因ル建物ノ表示ノ登記ナルトキハ合併ニ因リテ所有権ノ登記ヲ為シタル旨ヲモ」を加える。

第八十一条ノ二に次の一項を加える。

地図ヲ作製スル場合ニ於テ必要アルトキハ第一項ニ掲ゲタル者ノ申請ナキ場合ニ於テモ其者ノ異議ナキトキニ限リ登記官ハ土地ノ分筆又ハ合併ノ登記ヲ為スコトヲ得

第八十一条ノ四第一項中「一筆ノ土地ノ一部」を削り、「分筆」の下に「又ハ合併」を、「分割」の下に「又ハ合併」を加え、同条第三項中「第八十一条ノ二第四項」の下に「又ハ第五項」を加える。

第八十七條第二項中「第八十五條第三項」を「第八十四條第一項並ニ第八十五條第三項」に改める。

第九十三條ノ四の次に次の一条を加える。
第九十三條ノ四ノ二 数箇ノ建物ヲ合併シテ一箇ノ建物ト為シタルトキハ合併前ノ建物ノ所有者、表題部ニ記載シタル所有者又ハ所有権ノ登記名義人ハ一个月以内同一ノ申請書ヲ以テ合併ニ因ル建物ノ表示ノ登記及ビ合併前ノ建物ノ表

示ノ登記ノ抹消ヲ申請スルコトヲ要ス此場合ニ於テ合併前ノ建物ガ所有権ノ登記ナキ建物ト所有権ノ登記アル建物ナルトキハ合併前ノ建物ノ所有者又ハ表題部ニ記載シタル所有者ノ為メ合併後ノ建物ニ付キ所有権ノ登記ヲモ申請スルコトヲ要ス

数箇ノ建物ヲ合併シテ一箇ノ建物ト為シタル場合ニ於テ合併前ノ建物ガ何レモ登記ナキ建物ナルトキニ為ス建物ノ表示ノ登記ノ申請ニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラズ建物ヲ新築シタルトキノ例ニ依ル

第一項ノ申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
一 合併前ノ建物ガ所有権ノ登記アル建物ナルトキハ其登記ヲ表示スルニ足ルベキ事項
二 合併前ノ建物ニ付キ所有権ノ登記以外ノ所有権ニ関スル登記又ハ先取特權、質權若クハ抵当權ニ関スル登記ニシテ合併後ノ建物ニ付キ存続スベキモノアルトキハ其登記ヲ表示スルニ足ルベキ事項

三 前号ノ登記アル場合ニ於テハ合併前ノ建物ノ所有権ノ登記名義人ガ同一ナルトキト雖モ其登記名義人ガ同一ナラザルモノト看做シタル場合ノ持分但し其登記ノ登記名義人、登記原因、其日附、登記ノ目的及ビ受附番号ガ各登記ニ付キ夫々同一ナルトキヲ除ク

第一項ノ申請書ニハ左ノ書面ヲ添附スルコトヲ要ス
一 合併前ノ建物ガ所有権ノ登記アル建物ナルトキハ其登記済証但し合併前ノ各建物ノ所有権ノ登記名義人ガ同一ナルトキハ其何レカ一箇ノ建物ノ所有権ノ登記ノ登記済証ヲ以テ足ル

二 前項第二号ノ登記ニシテ合休後ノ建物ノ持分ノ上ニ存続スベキモノノ登記名義人又ハ其上ニ存続スベキ抵当権ノ登記ニ係ル抵当証券ノ所持人若クハ裏書人アルトキハ其承諾書又ハ之ニ対抗スルコトヲ得ベキ裁判ノ附本

三 合休前ノ建物ニ付キ所有権ノ登記以外ノ所有権ニ関スル登記又ハ先取特権、質権若クハ抵当権ニ関スル登記ニシテ第一項ノ申請書ニ記載サレザルモノアルトキハ其登記ノ登記名義人ガ権利ノ消滅ヲ承諾シタルコトヲ証スル書面又ハ之ニ対抗スルコトヲ得ベキ裁判ノ附本

第八十一条第三項並ニ第九十三条第二項及ビ第三項ノ規定ハ第一項前段ノ登記ノ申請又ハ申請書ニ、第八十一条ノ四第二項ノ規定ハ敷地権ノ表示ヲ登記シタル合休前ノ建物ニシテ建物ノミニ関スル旨ノ附記ナキ一般ノ先取特権、質権又ハ抵当権ノ登記アルモノガ敷地権ナキニ至リタル場合ニ於ケル第一項ノ申請書ニ、第四十四条及ビ第四十四条ノ二ノ規定ハ前項第一号ニ掲ゲタル登記済証ガ滅失シタル場合ニ、第五十六条第二項ノ規定ハ前項第二号ニ掲ゲタルトキニ、第八十三条第五項ノ規定ハ前項第三号ニ掲ゲタルトキニ之ヲ準用ス

第九十三条ノ三第二項乃至第四項ノ規定ハ合休前ノ建物ガ敷地権ノ表示ヲ登記シタルモノナル場合ニ於ケル第一項前段ノ登記ノ申請ニ、同条第五項ノ規定ハ合休前ノ建物ガ敷地権ノ表示ヲ登記シタルモノナラザル場合ニ於ケル第一項前段ノ登記ノ申請ニ之ヲ適用セズ

第九十三条ノ十二ノ次に次の一条を加える。

第九十三条ノ十二ノ二 合休ニ因ル建物ノ表示ノ

登記ヲ為シタル場合ニ於テ合休前ノ建物ニ付キ第九十三条ノ四ノ二第三項第一号ノ登記アルトキ又ハ同条第一項後段ノ登記ノ申請アリタルトキハ登記用紙中申区事項欄ニ表題部ニ記載シタル所有者ノ氏名、住所、合休ニ因リテ其者ノ所有権ノ登記ヲ為ス旨及ビ其年月日ヲ記載シ登記官捺印スルコトヲ要ス此場合ニ於テ同項後段ノ規定ニ依ル申請ニ因ル登記ヲ為ストキハ申請書受附ノ年月日及ビ受附番号ヲモ記載スルコトヲ要ス

合休前ノ建物ニ付キ第九十三条ノ四ノ二第三項第二号ノ登記アルトキハ合休前ノ建物ノ登記用紙ヨリ合休後ノ建物ノ登記用紙中相当区事項欄ニ其登記ヲ移シ末尾ニ本項ノ規定ニ依リテ登記ヲ移シタル旨及ビ其年月日ヲ記載シ登記官捺印スルコトヲ要ス

申請書ニ第九十三条ノ四ノ二第四項第三号又ハ同条第五項ニ於テ準用スル第八十三条第五項ノ規定ニ依リ権利ノ消滅ヲ承諾シタルコトヲ証スル書面又ハ対抗スルコトヲ得ベキ裁判ノ附本ノ添附アリタルトキハ合休前ノ建物ノ登記用紙中其権利ニ関スル登記ニ其権利ノ消滅シタル旨ヲ附記スルコトヲ要ス

第九十三条ノ十六ノ規定ハ敷地権ノ表示ノ登記アリタル建物ガ合休シタル場合ニ於テ合休後ノ建物ニ付キ敷地権ノ表示ヲ登記セザルトキニ之ヲ準用ス

第九十三条ノ四ノ規定ハ合休後ノ建物ニ付キ敷地権ノ表示ヲ登記シタル場合ニ於テモ合休前ノ建物ニ付キ敷地権ノ表示ノ登記アリタルトキハ之ヲ適用セズ

第八十八条ノ規定ハ合休前ノ建物ノ表示ノ登記

ノ抹消ニ之ヲ準用ス但し其建物ガ一棟ノ建物ヲ区分シタルモノナルトキハ登記用紙ヲ閉鎖スルコトヲ要セズ

第四百四十五条第一項中「第一審裁判所」を「第一審裁判所ノ裁判所書記官」に、「裁判所書記官」を「裁判所書記官」に改め、同項の次に次の一項を加える。

前項ノ規定ハ第三条ニ掲ゲタル訴ニ係ル確定判決、和解、調停其他確定判決同一ノ効力ヲ有スルモノニ依リテ確定シタル登記ノ抹消又ハ回復ヲ請求スル権利ヲ放棄シタルコトヲ証スル書面ノ提出アリタル場合ニ之ヲ準用ス此場合ニ於テハ同項中「裁判ノ附本若クハ抄本又ハ訴ノ取下、請求ノ放棄若クハ和解」トアルハ「其書面ノ提出アリタルコト」ト読替フルモノトス

第四百五十一条ノ四中「登記事項証明書」の下に「第四百四十四条及ビ之を加え、及ビ民法」を「並ニ民法」に改める。

第四百五十九条ノ二中「第九十三条第一項若クハ第三項」の下に「第九十三条ノ四ノ二第一項、第二項若クハ第五項」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正後の不動産登記法(以下「新法」という。)第二十六条第三項の規定は、この法律の施行前に登記申請の委任がされた場合についても、適用する。ただし、同項に定める事由がこの法律の施行前に生じた場合について

は、この限りでない。

3 この法律の施行前に承役地についてする地役権の登記がある土地につき合筆の登記の申請があった場合においては、その申請及びその申請による登記については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に数個の建物が合休して一個の建物となつたことによりされた登記の申請は、新法第九十三条ノ四ノ二第一項前段の規定によりされた申請とみなし、新法の規定を適用する。この場合において、その申請人は、この法律の施行の日から起算して一月内に、同条第三項各号に掲げる事項を記載した書面並びに同条第四項各号に掲げる書面及び同条第五項において準用する規定に規定する書面を提出しなればならないものとし、この場合における同項において準用する新法第四十四条に規定する書面の提出については、新法第四十四条ノ二の規定を準用する。

5 この法律の施行前に数個の建物が合休して一個の建物となつた場合において、合休前の建物が所有権の登記のない建物と所有権の登記のある建物であるときは、前項の申請人は、同項の規定により書面の提出をするときに新法第九十三条ノ四ノ二第一項後段の登記の申請をしなればならない。この場合において、この登記の申請は、前項の規定により新法第九十三条ノ四ノ二第一項前段の規定によりされたものとみなされた申請と同時にされたものとみなし、新法の規定を適用する。

6 新法第九十三条ノ四ノ二の規定は、この法律の施行前に数個の建物が合休して一個の建物となつた場合(附則第四項に規定する場合を除く)

く。)についても、適用する。この場合において、次に掲げる期間(第三号及び第五号に掲げる期間)にあつてはこの法律の施行の日以後に所有者の変更があつた場合を除き、第四号に掲げる期間にあつてはこの法律の施行の日以後に新所有者のために所有権の登記があつた場合を除く。)(については、この法律の施行の日から起算する。

一 新法第九十三条ノ四ノ二第一項に規定する期間

二 新法第九十三条ノ四ノ二第二項の規定によりその例によることとされる新法第九十三条第一項に規定する期間

三 新法第九十三条ノ四ノ二第二項の規定によりその例によることとされる新法第九十三条第三項において準用する新法第八十条第三項に規定する期間

四 新法第九十三条ノ四ノ二第五項において準用する新法第八十一条第三項に規定する期間

五 新法第九十三条ノ四ノ二第五項において準用する新法第九十三条第三項において準用する新法第八十条第三項に規定する期間

7 新法第九十四条第二項の規定は、この法律の施行前に同項に規定する登記の抹消又は回復を請求する権利が確定した場合についても、適用する。

(法務省令の委任)

8 この附則に定めるもののほか、この法律による不動産登記法の改正に伴う登記の手續に關し必要な経過措置は、法務省令で定める。

審査報告書

国立学校設置法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成五年四月十五日

文教委員長 松浦 功

参議院議長 原文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、群馬大学の教養部を改組して社会情報学部を、名古屋大学の教養部を改組して情報文化学部を、奈良女子大学の家政学部を改組して生活環境学部をそれぞれ設置するほか、滋賀大学、徳島大学及び琉球大学に併設されている夜間三年制の短期大学部を廃止して、それぞれの大学の関係学部と統合するとともに、大阪大学に併設されている医療技術短期大学部を廃止して同大学の医学部に統合しようとするものであり、妥當な措置と認められた。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律案施行に要する経費として、平成五年度国立学校特別会計予算に五千三百四十四万四千円が計上されている。

附帯決議

政府及び関係者は、次の事項について特段に配慮すべきである。

一 教養部改組等を含め、大学改革を進めるに当たっては、各大学の自主性を尊重し、個性的かつ大学の理念に沿った教育・研究の充実及びそ

の円滑な実施が図られるよう十分に配慮すること。

二 国立大学における教育・研究基盤の劣悪な現状にかんがみ、その改善を図るとともに、文教施設等の社会資本としての性格をも踏まえ、文教予算の充実に努めること。

三 大学院博士課程の学生を若手研究者として処遇する途を拡充し、大学生・大学院生の奨学金の一層の充実に努めること。

四 大学入学者選抜の在り方については、初等中等教育への影響や受験生の立場に配慮しつつ、一層の改善のために最大限の努力をすること。

五 大学の生涯学習機関としての役割を高めるため、社会人の大学、大学院への積極的な受入れに必要な諸条件の整備に努めること。

右、決議する。

国立学校設置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成五年四月八日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 原文兵衛殿

国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表群馬大学の項中「教育学部」を

「教育学部」に改め、同表名古屋大学の項中

「社会学部」を「経済学部」に改め、同表奈良女

子大学の項中「家政学部」を「生活環境学部」に改める。

第三条の四第二項の表滋賀大学経済短期大学部の項及び大阪大学医療技術短期大学部の項を削り、同表中

徳島大学医療技術短期大学部
徳島大学工業短期大学部

を「徳島大学医療技術短期大学部」に改め、同表琉球大学短期大学部の項を削る。

附則
(施行期日)

1 この法律は、平成五年十月一日から施行する。ただし、第三条の四第二項の表の改正規定及び附則第三項の規定は、平成八年四月一日から施行する。

(奈良女子大学の家政学部の存続に關する経過措置)
2 奈良女子大学の家政学部は、改正後の第三条第一項の規定にかかわらず、平成五年九月三十日に当該学部在学する者が当該学部在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(滋賀大学経済短期大学部等の存続に關する経過措置)
3 滋賀大学経済短期大学部、大阪大学医療技術短期大学部、徳島大学工業短期大学部及び琉球大学短期大学部は、改正後の第三条の四第二項の規定にかかわらず、平成八年三月三十一日に当該短期大学部在学する者が当該短期大学部

に在学しなくなる日までの間、存続するものと
する。

審査報告書

特許法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決し
た。よって要領書を添えて報告する。

平成五年四月十五日

商工委員長 斎藤 文夫

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、最近における技術開発の進展に
伴う技術開発成果の迅速な保護の要請、工業所
有権制度の国際的調和の必要性の増大その他の
工業所有権制度をめぐり情勢の変化に対処する
ため、特許制度について補正の範囲の適正化及
び審判手続の簡素化を行うとともに、実用新案
登録出願について早期登録の制度を採用する等
制度の改善を図り、あわせて工業所有権関係料
金を改定しようとするものであって、妥当な措
置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に伴う工業所有権関係料金の改定に
よる平成五年度特許特別会計予算の増収見込額
は、二百四十六億五千五百八十一万千円である。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について
適切な措置を講ずべきである。

一 補正の適正化に当たっては、制度改正により
無用な混乱を生ずることのないよう周知徹底を
図るとともに、拒絶理由通知に当たっては、補
正の適正化に資するよう拒絶理由の明確化等に
努めること。

二 実用新案登録出願について、実体審査を要し
ない早期登録制度の導入により無用な混乱を生
ずることのないよう新制度の周知徹底を図るこ
と。

また、実用新案技術評価書については、権利
の信頼性が確保されるよう十分な技術評価の提
供に努めるとともに、その発行が迅速かつ的確
に行われるよう事務処理体制の整備等に努める
こと。

三 中小企業等が制度改正等に円滑に対応し得
るよう、指導・相談業務の一層の充実を図ると
ともに、先行技術調査に係る支援、情報提供体
制の強化等を行うこと。

四 改定後の工業所有権関係料金の水準が可能な
限り長期的に維持されるよう、特許特別会計に
おける事業経費の一層の合理化に努めること。

五 審査要処理期間の一層の短縮を図るため、
ペーパーレス計画の推進、審査官等必要な人員
の確保等による事務処理体制の整備等の審査処
理促進策を引き続き強力に推進するとともに、
出願適正化施策の強化を図ること。

六 工業所有権制度の国際調和の重要性にかんが
み、我が国の主張が生かされるよう最大限の努
力を払いつつ、国際的な制度調和の実現に積極
的に取り組むこと。

また、工業所有権制度の整備についての国際
協力に積極的に努めること。

右決議する。

特許法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成五年四月八日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 原 文兵衛殿

特許法等の一部を改正する法律案

特許法等の一部を改正する法律

(特許法の一部改正)

第一条 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)
の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第六十一条の第三項」を
「第六十三条第三項」に、「第二百一十一条第一
項又は第二百一十二条第一項」を「第二百一十
一条第一項」に改め、同条第二項中「又は第六十
五条第一項(第六百七十四条第四項において準用
する場合を含む。)」を削る。

第六条第一項第二号中「(第六百六十五条第一項
において準用する第五十五条第一項の申立てを
含む。)」を削り、同項第三号及び第四号並びに
同条第二項中、「第二百二十九条第一項」を削る。

第九条中「第四十二条の二第二項」を「第四十
一条第一項」に改め、「若しくは第二百二十二条第
一項」を削る。

第十四条中「第四十二条の二第二項」を「第四
十一条第一項」に改め、「又は第二百二十二条第一
項」を削る。

第十七条第一項ただし書中「第四十二条の二
第一項」を「第四十一条第一項」に、「及び請求公

告をすべき旨の決定の謄本の送達があつた後」
を、「第二百一十三条第一項の審判において第百
三十四条第一項の規定により指定された期間が
経過した後(同条第五項において準用する第百
六十五条の規定又は第二百五十三条第二項の規
定により期間が指定された場合にあつては、当該
期間が経過した後)及び第二百二十六条第一項の
審判において第百五十六条第一項の規定による
通知があつた後(同条第二項の規定による審理
の再開がされた場合にあつては、その後更に同
条第一項の規定による通知があつた後)」に、
「第六十一条の三第二項及び第三項」を「第百
六十三条第二項及び第三項」に改め、「審判」の
下に「若しくは第百三十四条第二項の訂正」を加
え、同条第三項中「前二項」を「第一項本文及び
前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第
二項第二号中「基く」を「基づく」に改め、同項を
同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を
加える。

2 前項本文の規定により明細書又は図面に
いて補正をするときは、願書に最初に添付し
た明細書又は図面に記載した事項の範囲内に
おいてしなければならない。

第十七条の二中「添付した」を「添付した」に改
め、同条第三号中「第六十一条の三第二項」を
「第六十三条第二項」に、「この号」を「この項」
に、「通知を」を「通知(以下この条において「拒
絶理由通知」という。を最初に)」に改め、同条第
四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の
一号を加える。

四 拒絶理由通知を受けた後更に拒絶理由通
知を受けた場合において、最後に受けた拒

絶理由通知に係る第五十条の規定により指定された期間内にするとき。

第十七条の二に次の三項を加える。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3 前項において準用する前条第二項に規定するもののほか、第一項第四号及び第五号に掲げる場合において特許請求の範囲についてする補正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一 第三十六条第五項第二号に規定する請求項の削除

二 特許請求の範囲の減縮(前号に規定する一の請求項に記載された発明(第一項第四号又は第五号の規定による補正前のものに限る。以下この号において「補正前発明」という。)と産業上の利用分野及び解決しようとする課題が同一である発明の構成に欠くことができない事項の範囲内において、その補正前発明の構成に欠くことができない事項の全部又は一部を限定するものに限る。)

三 誤記の訂正

四 明りようでない記載の釈明(拒絶理由通知に係る拒絶の理由に示す事項についてするものに限る。)

4 第二百二十六条第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「第一項ただし書第一号」とあるのは、「第十七条の二第三項第二号」と読み替えるものとする。

第十七条の三第一項ただし書及び各号を削

り、同条第二項中「前項ただし書」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定により明細書又は図面について補正をするときは、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなればならない。

3 前項に規定するもののほか、第一項の補正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一 特許請求の範囲の減縮

二 誤記の訂正

三 明りようでない記載の釈明

第十八条中「第十七条第二項」を「第十七条第三項」に改める。

第二十九条の二第二項中「又は出願公開」を「若しくは出願公開又は実用新案法(昭和三十四年法律第百二十三号)第十四条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した実用新案公報(以下「実用新案掲載公報」という。)の発行」に、「添付した」を「添付した」に改め、同条第二項中「(昭和三十四年法律第百二十三号)」を削り、「又は出願公開」を「出願公開又は」に、「出願公開又は」を「出願公開」と、「発行」とあるのは「発行又は」に、「添付した」を「添付した」に改める。

第四十条の前の見出し、同条及び第四十一条を削る。

第四十二条に見出しとして「(出願公告決定後の補正が不適法な場合の効果)」を付し、同条中「第十七条の三又は第六十四条」を「第十七条の三第三項若しくは第四項又は第六十四条第三項

若しくは第四項」に、「第百六十一条の三第二項及び第三項」を「第百六十三条第二項及び第三項」に改め、同条を第四十条とする。

第四十二条の二第二項第二号中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に、「第八条第一項若しくは第二項」を「第十条第一項若しくは第二項」に改め、同項第三号中「取り下げられ」を「取り下げられ」に改め、同項に次の一号を加える。

五 先の出願について、その特許出願の際に、実用新案法第十四条第二項に規定する設定の登録がされている場合

第四十二条の二第二項中「同項」の下に「若しくは実用新案法第八条第一項」を加え、「第百六十一条の三第三項」を「第百六十三条第三項」に、「実用新案法」を「同法」に改め、同条第三項中「同項」の下に「若しくは実用新案法第八条第一項」を、「先の出願について出願公開」の下に「又は実用新案掲載公報の発行」を加え、「実用新案法」を「同法」に改め、同条を第四十一条とする。

第四十二条の三第一項ただし書中「取り下げられ若しくは」を「取り下げられ、若しくは」に改め、「確定している場合」の下に「当該先の出願について実用新案法第十四条第二項に規定する設定の登録がされている場合」を加え、同条を第四十二条とする。

第四十三条第二項中「出願をし若しくは」を「出願をし、若しくは」に改め、同項第二号中「第四十二条の二第一項」を「第四十一条第一項」に改める。

第四十四条第二項ただし書中「第四十二条の二第四項」を「第四十一条第四項」に改める。

第四十六条第一項ただし書及び第三項を削り、同条第四項中「第二項ただし書」を「前項ただし書」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。第四十九条中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 その特許出願の願書に添付した明細書又は図面についてした補正が第十七条第二項(第十七条の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する要件を満たしていないとき。

第五十条に次のただし書を加える。

ただし、第十七条の二第二項第四号に掲げる場合において、第五十三条第一項の規定による却下の決定をするときは、この限りでない。

第五十二条の二第一項中「仮差押え若しくは仮処分」の申請を「仮差押え命令若しくは仮処分命令の申立て」に改める。

第五十三条を次のように改める。

(補正の却下)

第五十三条 第十七条の二第二項第四号に掲げる場合において、願書に添付した明細書又は図面についてした補正が同条第二項から第四項までの規定に違反しているものと出願公告をすべき旨の決定の原本の送達前に認められたときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

2 前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付さなければならない。

第五十四条第二項を次のように改める。

第五十四条第三項を削る。

第一項の次に次の二項を加える。

ければならない。

る。

一 特許請求の範囲の減縮

二 誤記の訂正

三 明りようでない記載の釈明

る」に改める。

第三項」を「第百六十三條第三項」に改める。

第二項とする。

削る。

「七条第三項」を「第六十七条第二項」に改める。

統補正書を提出した際」を削る。

ての第九十九条第一項の効力を有する通常

第八十條第一項第四号及び第五号を削る。

ものに改め、同項の表中「九千三百円」を「一万

「三万九千円」を「四万六千円」に、「三

「一万六千円」を「十六万二千四百円」に、「二万二

を「三万三千六百円」に、「四十六万四千円」を

第二百二十二条を次のように改める。

第二百二十二条 削除

項に第一号として次の一号を加える。

第十七条の三第二項又は第六十四条第二項

四條第一項において準用する場合を含む。

してされたとき。

七 その特許の願書に添付した明細書又は図

されたとき。

める。

める。

だし書を加える。

目的とするものに限る。

「第一項ただし書第一号」に改める。

第二百二十九条及び第二百三十条 削除

第三百三十四条第三項を同条第四項とし、同条

は前項の訂正の請求書に添付された訂正した明

細書若しくは図面に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第百二十三条第一項の審判の被請求人は、前項又は第百五十三條第二項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求することができる。ただし、その訂正は、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。かつ、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一 特許請求の範囲の減縮

二 誤記の訂正

三 明りようでない記載の釈明

第百三十四條に次の一項を加える。

5 第百二十六條第二項から第四項まで、第百二十七條、第百二十八條、第百三十一條、第百三十二條第三項及び第四項並びに第百六十五條の規定は、第二項の場合に準用する。

第百三十七條第一項中「第百六十一條の二」を「第百六十二條」に、「第百六十一條の四第三項」を「第百六十四條第三項」に改める。

第百三十九條第一項中「第百六十五條第一項において準用する第五十五條第一項の申立てをした者を含む。以下同じ。」を削る。

第百四十五條第一項中「第百二十五條の二第一項又は第百二十九條第一項を」又は第百二十五條の二第一項に改める。

第百五十九條第一項中「第五十三條第四項中「第百二十二條第一項の審判を請求したとき」とあるのは「第百七十八條第一項の訴を提起したとき」とを「第五十三條第一項中「第十七條の二第一項第四号」とあるのは「第十七條の二第一

項第四号又は第五号」と、「補正が」とあるのは「補正(同項第四号に掲げる場合にあつては、第百二十一條第一項の審判の請求前にしたものを除く。が)」に、「第百六十一條の三第二項及び第三項」を「第百六十三條第二項及び第三項」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、第五十條ただし書中「第十七條の二第一項第四号に掲げる場合」とあるのは、「第十七條の二第一項第四号又は第五号に掲げる場合(同項第四号に掲げる場合にあつては、第百二十一條第一項の審判の請求前に補正をしたときを除く。)」と読み替えるものとする。

第百五十九條第五項中「第百六十一條の三第三項」を「第百六十三條第三項」に、「第百六十一條の四第二項」を「第百六十四條第二項」に改める。

第百六十一條中「第百三十四條第一項及び第二項」を「第百三十四條第一項から第三項まで及び第五項」に改める。

第百六十五條を削る。

第百六十四條第一項中「同項各号」を「同項ただし書各号」に改め、同条第二項を削り、同条を第百六十五條とする。

第百六十二條及び第百六十三條を削る。

第百六十一條の四第一項中「第百六十一條の二」を「第百六十二條」に改め、同条第二項中「前条第一項において準用する」の下に「第五十三條第一項若しくは」を加え、同条を第百六十四條とする。

第百六十一條の三第一項中「第五十四條第二

項中「第六十四條」とあるのは、「第五十三條第一項中「第十七條の二第一項第四号」とあるのは「第十七條の二第一項第四号又は第五号」と、「補正が」とあるのは「補正(同項第四号に掲げる場合にあつては、第百二十一條第一項の審判の請求前にしたものを除く。が)」に、「第百六十一條の三第二項及び第三項」を「第百六十三條第二項及び第三項」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、第五十條ただし書中「第十七條の二第一項第四号に掲げる場合」とあるのは、「第十七條の二第一項第四号又は第五号に掲げる場合(同項第四号に掲げる場合にあつては、第百二十一條第一項の審判の請求前に補正をしたときを除く。)」と読み替えるものとする。

第百六十一條の三を第百六十三條とし、第百六十一條の二を第百六十二條とする。

第百六十六條中「第百三十四條第一項及び第二項」を「第百三十四條第一項から第三項まで及び第五項」に改める。

第百六十七條中「第百二十五條の二第一項又は第百二十九條第一項を」又は第百二十五條の二第一項に改める。

第百六十八條第一項中「必要がある」の下に「と認める」を加え、「又は」を、「又は」に改め、同条第二項中「訴訟において必要がある」を「訴えの提起又は仮差押命令若しくは仮処分命令の申立てがあつた場合において、必要があると認める」に改める。

第百六十九條第一項中「第百二十五條の二

第一項又は第百二十九條第一項を」又は第百二十五條の二第一項に改め、同条第三項中「第百三十二條第一項」を削る。

第百七十四條第一項中「第百三十四條第三項」を「第百三十四條第四項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第百三十三條の下に」第百三十四條第一項、第三項及び第四項、第百三十五條を加え、「第百二十五條の二第一項又は第百二十九條第一項を」又は第百二十五條の二第一項に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第百三十四條第三項」を「第百三十四條第四項」に改め、「第百六十四條」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第百七十八條の見出し中「訴」を「訴え」に改め、同条第一項中「第百五十九條第一項(第百七十四條第一項において準用する場合を含む。)」において準用する第五十三條第一項の規定による却下の決定を削り、「訴」を「訴え」に改め、同条第二項、第三項及び第六項中「訴を」を「訴え」に改める。

第百七十九條ただし書中「第百二十五條の二第一項若しくは第百二十九條第一項を」若しくは第百二十五條の二第一項に改める。

第百八十四條の五第三項中「第十七條第三項」を「第十七條第四項」に改める。

第百八十四條の九第七項中「第百九十三條第二項第四号の二」を「第百九十三條第二項第四号」に、「第十七條の二第一号」を「第十七條の二第一項第一号」に改める。

第百八十四條の十一第二項中「第四十二條の二第一項」を「第四十一條第一項」に、「第十七條

千円」を「四万六千五百円」に、「千円」を「千五百円」に改め、同表第五号中「四千四百円」を「五千五百円」に改め、同表第六号中「三万二千円」を「四万四千元」に改め、同表第七号中「四万四千円」を「五万五千元」に改め、同表第八号中「二万二千円」を「二万七千五百円」に改め、同表第九号中「三万九千六百円」を「四万九千五百円」に、「四千四百円」を「五千五百円」に改め、同表第十号中「四万四千円」を「五万五千元」に改める。

第三条 実用新案法の一部を次のように改正する。

目次中「(第一条・第二条)」を「(第一条 第二条の五)」に、「(第三条 第九条)」を「(第三条 第十一条)」に、「第三章 審査(第十条 第十三条)」を「第三章 実用新案技術評価(第十二条 第十三条)」に改め、「第三章の二 出願公開(第十三条の二 第十三条の三)」を削り、「第三十一条 第三十四条」を「(第三十一条 第三十六条)」に、「(第三十五条 第四十一条)」を「(第三十七条 第四十一条)」に、「第六章の二」を「第七章」に、「第七章」を「第八章」に、「第八章」を「第九章」に改める。

第一章中第二条の次に次の四条を加える。

(手続の補正)

第二条の二 実用新案登録出願、請求その他実用新案登録に関する手続(以下単に「手続」という。)をした者は、事件が特許庁に係属している場合に限る、その補正をすることができ、ただし、実用新案登録出願の日から政令で定める期間を経過した後は、願書に添付した明細書、図面又は要約書について補正をすることができない。

2 前項本文の規定により明細書又は図面に就いて補正をするときは、願書に最初に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。

3 特許庁長官又は審判長は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる。

一 手続が第二条の五第二項において準用する特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第七条第一項から第三項まで又は第九条の規定に違反しているとき。

二 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。

三 手続について第三十二条第一項の規定により納付すべき登録料を納付しないとき。

四 手続について第五十四条第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料を納付しないとき。

4 第一項本文及び前項の規定による補正(登録料及び手数料の納付を除く。)をするには、手続補正書を提出しなければならない。

(手続の無効)

第二条の三 特許庁長官は、前条第三項又は第六条の二の規定により手続の補正をすべきことを命じた者が同項又は同条の規定により指定した期間内にその補正をしないときは、その手続を無効にすることができる。

(法人でない社団等の手続をする能力)

第二条の四 法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において次に掲げる手続をすることができる。

一 第十二条第一項に規定する実用新案技術評価の請求をすること。

二 審判を請求すること。

三 審判の確定審決に対する再審を請求すること。

2 法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において審判の確定審決に対する再審を請求されることができない。

(特許法の準用)

第二条の五 特許法第三条及び第五条の規定は、この法律に規定する期間及び期日に準用する。

2 特許法第七条から第十六条まで及び第十九条から第二十四条までの規定は、手続に準用する。

3 特許法第二十五条の規定は、実用新案権その他実用新案登録に関する権利に準用する。

4 特許法第二十六条の規定は、実用新案登録に準用する。

第三条の二 第一項中「出願公告又は」を「第十四条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した実用新案公報(以下「実用新案掲載公報」という。))の発行又は出願公告若しくは」に、「添付した」を「添付した」に改め、同条第二項中「(昭和三十四年法律第百二十一号)」を削り、「又は出願公開」とあるのは、「出願公開」を「発行又は」とあるのは、「発行」と、「若しくは出願公開」とあるのは、「若しくは出願公開」に、「添付した」を「添付した」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

(補正命令)

第六条の二 特許庁長官は、実用新案登録出願が次の各号の一に該当するときは、相当の期間を指定して、願書に添付した明細書又は図面について補正をすべきことを命ずることができる。

一 その実用新案登録出願に係る考案が物品の形状、構造又は組合せに係るものでないとき。

二 その実用新案登録出願に係る考案が第四条の規定により実用新案登録をすることができないものであるとき。

三 その実用新案登録出願が第五条第五項第三号又は前条に規定する要件を満たしていないとき。

四 その実用新案登録出願の願書に添付した明細書若しくは図面に必要な事項が記載されておらず、又はその記載が著しく不明確であるとき。

第七条第二項中「実用新案登録出願人の協議により定めた一の実用新案登録出願人のみがその考案について実用新案登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは」を削り、同条中第六項及び第七項を削り、第八項を第六項とする。

第三章を削る。

第九条第一項中「第四十条から第四十二条まで(明細書等の補正と要旨変更)」を削り、第二章中同条を第十一条とする。

第八条第一項ただし書中「四年」を「五年六月」に改め、「(その特許出願について拒絶をすべき

旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日以内の期間を除く。を削り、同条第二項ただし書中「四年」を「五年六月」に改め、「(その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日以内の期間を除く。)」を削り、同条第三項ただし書中「第七条の二第四項」を「第八条第四項」に、「特許法第三十条第四項」を「同法第三十条第四項」に改め、同条を第十条とする。

第七条の三第一項ただし書中「取り下げられ若しくは」を「取り下げられ、若しくは」に改め、「確定している場合」の下に、「当該先の出願について第十四条第二項に規定する設定の登録がされている場合」を加え、同条を第九条とする。

第七条の二第二項第二号中「第九条第一項」を「第十二条第一項」に、「第八条第一項若しくは第二項」を「第十条第一項若しくは第二項」に、「同項第三号中「取り下げられ」を「取り下げられ、」に改め、同項に次の一号を加える。

五 先の出願について、その実用新案登録出願の際に、第十四条第二項に規定する設定の登録がされている場合

第七条の二第二項中「同項」の下に「若しくは特許法第四十一条第一項」を加え、「第九条第一項において準用する特許法」を「第十一条第一項において準用する同法」に、「第三十九条第三項、特許法」を「同法」に改め、同条第三項中「同項」の下に「若しくは特許法第四十一条第一項」を加え、「出願公告又は出願公開」を「実用新案掲載公報の発行」に改め、「時に当該先の出願について」の下に「実用新案掲載公報の発行又は」

を加え、「特許法」を「同法」に改め、同条を第八条とする。

第二章の次に次の一章を加える。

第三章 実用新案技術評価

(実用新案技術評価の請求)

第十二条 実用新案登録出願又は実用新案登録については、何人も、特許庁長官に、その実用新案登録出願に係る考案又は登録実用新案に関する技術的な評価であつて、第三条第一項第三号及び第二項(同号に掲げる考案に係るものに限る。)、第三条の二並びに第七条第一項から第三項まで及び第六項の規定に係るもの(以下「実用新案技術評価」という。)を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係る実用新案登録出願又は実用新案登録については、請求項ごとに請求することができる。

2 特許庁長官は、前項の規定による請求があつたときは、審査官にその請求に係る実用新案技術評価の報告書(以下「実用新案技術評価書」という。)を作成させなければならない。

3 第一項の規定による請求は、実用新案権の消滅後においても請求することができる。ただし、第三十七条第一項の審判により無効にされた後は、この限りでない。

4 特許法第四十七条第二項の規定は、実用新案技術評価書の作成に準用する。

5 第一項の規定による請求は、取り下げることができない。

第十三条 特許庁長官は、実用新案掲載公報の発行前に実用新案技術評価の請求があつたと

きは当該実用新案掲載公報の発行の際又はその後遅滞なく、実用新案掲載公報の発行後に実用新案技術評価の請求があつたときはその後遅滞なく、その旨を実用新案公報に掲載しなければならない。

第十三条の二を削る。

第十四条第二項及び第三項を次のように改める。

2 実用新案登録出願があつたときは、その実用新案登録出願が放棄され、取り下げられ、又は無効にされた場合を除き、実用新案権の設定の登録をする。

3 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を実用新案公報に掲載しなければならない。

一 実用新案権者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 実用新案登録出願の番号及び年月日

三 考案者の氏名及び住所又は居所

四 願書に添付した明細書に記載した考案の名称、図面の簡単な説明及び実用新案登録請求の範囲並びに図面の内容

五 願書に添付した要約書に記載した事項

六 登録番号及び設定の登録の年月日

七 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(明細書又は図面の訂正)

第十四条の二 実用新案権者は、請求項の削除を目的とするもの限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正をすることができる。ただし、第三十七条第一項の審判が特許庁に係属している場合において第四十一条において準用する特許法第五十六条第一項の規定による通知があつた後(同条第二項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知があつた後)は、願書に添付した明細書又は図面の訂正をすることができない。

2 前項の訂正は、実用新案権の消滅後においても、することができる。ただし、第三十七条第一項の審判により無効にされた後は、この限りでない。

3 第一項の訂正があつたときは、その訂正後における明細書又は図面により実用新案登録出願及び実用新案権の設定の登録がされたものとみなす。

4 第一項の訂正があつたときは、その旨を実用新案公報に掲載しなければならない。

5 特許法第二百七条及び第二百三十二条第三項の規定は、第一項の場合に準用する。

第十五条第一項中「出願公告の日から十年」を「実用新案登録出願の日から六年」に改め、同項ただし書及び同条第二項を削る。

第二十条第一項各号列記以外の部分中「第三十七條第一項若しくは第四十八條の十二第二項又は特許法第二百三十三條第一項若しくは」を「特許法第二百三十三條第一項又は」に改め、「実用新

案登録又は「を削り」、「第三十七条第一項各号の一若しくは第四十八条の十二第二項又は特許法第二百二十三条第一項各号の一若しくは「を」同法第二百二十三条第一項各号の一又は「に」改め、「考案又はを削り」、「当該実用新案権又はその実用新案登録若しくは特許を無効にした」を「その特許を無効にした場合における実用新案権又はその」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 前二号に掲げる場合において、特許法第二百二十三条第一項又は第二百八十四条の十五第一項の審判の請求の登録の際現にその無効にした特許に係る特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての同法第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者

第二十條第一項第五号を削る。
第二十七條第一項中「おそれがある者」の下に「(以下「侵害者等」という。)」を加える。
第二十九條の次に次の二条を加える。

(実用新案技術評価書の提示)

第二十九條の二 実用新案権者又は専用実施権者は、その登録実用新案に係る実用新案技術評価書を提示して警告をした後でなければ、自己の実用新案権又は専用実施権の侵害者等に対し、その権利を行使することができない。

(実用新案権者等の責任)

第二十九條の三 実用新案権者又は専用実施権者が侵害者等に対しその権利を行使し、又は

その警告をした場合において、実用新案登録を無効にすべき旨の審決(第三十七条第一項第六号に掲げる理由によるものを除く。)が確定したときは、その者は、その権利の行使又はその警告により相手方に与えた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、実用新案技術評価書の実用新案技術評価(当該実用新案登録出願に係る考案又は登録実用新案が第三條第一項第三号及び第二項(同号に掲げる考案に係るものに限る。)、第三條の二並びに第七條第一項から第三項まで及び第六項の規定により実用新案登録をすることができない旨の評価を受けたものを除く。)に基づきその権利を行使し、又はその警告をしたとき、その他相当の注意をもつてその権利を行使し、又はその警告をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定は、実用新案登録出願の願書に添付した明細書又は図面について第十四條の二第一項の訂正により実用新案権の設定の登録の際における実用新案登録請求の範囲に記載された考案の範囲に含まれないこととなつた考案についてその権利を行使し、又はその警告をした場合に準用する。

第三十條中「第百二條(過失の推定。)」を削る。

第三十一條第一項中「登録料として、」の下に「実用新案権の設定の登録の日から」を加え、「満了まで」を「満了の日まで」に改め、同項の表中「八千五百円」を「七千六百円」に、「千円」を「九百円」に、「一万六千九百円」を「一万五千五百円」に、「二千円」を「千八百円」に改め、同表第七年から第十年までの項を削る。

第三十二條第一項中「実用新案登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日(次項において「登録査定等謄本送達日」という。))から三十日以内に」を「実用新案登録出願と同時に(第十條第一項若しくは第二項の規定による出願の変更又は第十一條第一項において準用する特許法第四十四條第一項の規定による出願の分割があつた場合に於ては、その出願の変更又は出願の分割と同時に)」に改め、同条第二項ただし書を削り、同条第三項中「又は前項ただし書」を削る。

第三十三條第一項中「前条第二項本文」を「前条第二項」に、「次条」を「第三十六條」に改め、同条第四項中「前条第二項本文」を「前条第二項」に改め、同条第五項中「次条」を「第三十六條」に改める。

第五章の章名並びに第三十五條及び第三十六條を削る。

第三十四條中「第百十條」を「及び第百十條」に改め、「並びに第百十一條第一項(第三号を除く。)」及び第二項(既納の特許料の返還)」を削り、同条を第四章第三節第三十六條とする。

第三十三條の次に次の二条を加える。

(既納の登録料の返還)

第三十四條 既納の登録料は、次に掲げるものに限り、納付した者の請求により返還する。

一 過誤納の登録料

二 実用新案登録出願を無効にすべき旨の処分が確定した場合の登録料

三 実用新案登録を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の登録料

四 実用新案権の存続期間の満了の日の属する年の翌年以後の各年分の登録料

2 前項の規定による登録料の返還は、同項第一号の登録料については納付した日から一年、同項第二号又は第三号の登録料についてはそれぞれ処分又は審決が確定した日から六月、同項第四号の登録料については実用新案権の設定の登録があつた日から一年を経過した後は、請求することができない。

第三十五條 削除

第三十七條の前に次の章名を付する。

第五章 審判

第三十七條第一項第五号中「第五十五條第三項」を「第二條の五第三項」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号中「その実用新案登録が」の下に「第二條の五第三項において準用する特許法第二十五條」を加え、「第七條第一項から第三項まで若しくは第八項、第九條第一項」を「第七條第一項から第三項まで若しくは第六項又は第十一條第一項」に、「特許法第三十八條又は第五十五條第三項において準用する特許法第二十五條」を「同法第三十八條」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 その実用新案登録が第二條の二第二項に規定する要件を満たしていない補正をした実用新案登録出願に対してされたとき。

第三十八條から第四十條までを次のように改める。

(審判請求の方式)

第三十八條 審判を請求する者は、次に掲げる

事項を記載した請求書の特許庁長官に提出し
なければならぬ。

一 当事者及び代理人の氏名又は名称及び住
所又は居所並びに法人にあつては代表者の
氏名

二 審判事件の表示

三 請求の趣旨及びその理由

2 前項の規定により提出した請求書の補正
は、その要旨を変更するものであつてはなら
ない。

(答弁書の提出等)

第三十九条 審判長は、審判の請求があつたと
きは、請求書の副本を被請求人に送達し、相
当の期間を指定して、答弁書を提出する機会
を与えなければならない。

2 審判長は、前項の答弁書を受理したとき、
又は第三十七条第一項の審判が特許庁に係属
している場合において第十四条の二第一項の
訂正があつたときは、その副本を請求人に送
達しなければならない。

3 審判長は、審判に関し、当事者を尋問する
ことができる。

(訴訟との関係)

第四十条 審判において必要があると認めると
きは、他の審判の審決が確定し、又は訴訟手
続が完結するまでその手続を中止することが
できる。

2 訴えの提起又は仮差押命令若しくは仮処分
命令の申立てがあつた場合において、必要が
あると認めるときは、裁判所は、審決が確定す
るまでその訴訟手続を中止することができる。
第四十条の次に次の一条を加える。

第四十条の二 前条第二項に規定するものは

か、実用新案権の侵害に関する訴えの提起又
は仮差押命令若しくは仮処分命令の申立てが
あつた場合において、被告又は債務者が当該
実用新案権について第三十七条第一項の審判
の請求がされていることを理由にその訴訟手
続の中止の申立てをしたときは、裁判所は、
明らかに必要がないと認める場合を除き、審
決があるまでその訴訟手続を中止しなければ
ならない。

2 前項の申立てに関する決定に対しては、不
服を申し立てることができる。

3 裁判所は、中止の理由が消滅したとき、そ
の他事情の変更があつたときは、第一項の決
定を取り消すことができる。

第四十一条中「第百二十七条、第百二十八
条、第百三十条から第百七十条まで(審決の効
果、審判の請求、審判官、審判の手続、訴訟と
の関係及び審判における費用)」を「第百三十二
条、第百三十三条、第百三十五条から第百五十
七条まで、第百六十七條、第百六十九條第一
項、第二項及び第四項から第六項まで並びに第
百七十条」に改める。

第四十四条第一項中「又は拒絶をすべき旨
の審決があつた実用新案登録出願について再審
により実用新案権の設定の登録があつたとき」
を削り、「輸入し」を「輸入し」、「製造し」を
「製造し」、「に改め、同条第二項中、又は拒絶を
すべき旨の審決があつた実用新案登録出願につ
いて再審により実用新案権の設定の登録があつ
たとき」を削り、同項第二号中「譲渡し貸し渡
し」を、「譲渡し、貸し渡し」に、「貸渡」を「貸
渡し」に、「展示し」を「展示し」に改める。

第四十五条中「第百七十四条」を「第百七十四
条第二項及び第四項」に、「及び」を「並びに」に
改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第百七十四条第二項
中「第百三十一条」とあるのは「実用新案法第三
十八條及び第三十九條」と、「第百六十八條」と
あるのは「同法第四十条及び第四十条の二」と読
み替へるものとする。

第四十七條の見出し中「訴え」を「訴え」に改め、
同条第一項中「訴、第四十一条において、又は
第四十五条において準用する特許法第百七十四
条第一項において、それぞれ準用する同法第百
五十九條第一項において準用する同法第五十三
条第一項の規定による却下の決定に対する訴」
を「訴え」に、「訴は」を「訴えは」に改め、同条第
二項中「訴に」を「訴えに」に改める。

第四十八條の二中「第五十五条第六項」を「第
五十五條第四項」に改める。

第四十八條の四第三項ただし書中「出願審査
の請求」を「条約第二十三條②又は第四十条②の
規定による請求(以下「国内処理の請求」とい
う。))に改め、同条第四項中「出願審査」を「国内
処理」に、「その請求」を「その国内処理の請求」
に改める。

第四十八條の五の見出し中「補正命令」を「補
正命令等」に改め、同条第二項第二号中「第五
十五條第二項」を「第二条の五第二項」に改め、同
項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に
次の一号を加える。

五 第三十二条第一項の規定により納付すべ
き登録料を国内書面提出期間内に納付しな
いとき。

第四十八條の五第三項中「特許法第百八十四
條の五第三項及び第四項(書面の提出及び補正
命令)」を「第二条の二第四項及び特許法第百八
十四條の五第四項」に改め、同条に次の一項を
加える。

4 国際実用新案登録出願の出願人は、日本語
でされた国際実用新案登録出願(以下「日本語
実用新案登録出願」という。))にあつては第一
項、外国語実用新案登録出願にあつては同項
及び前条第一項の規定による手続をし、か
つ、第三十二条第一項の規定により納付すべ
き登録料及び第五十四條第二項の規定により
納付すべき手数料を納付した後でなければ、
国内処理の請求をすることができない。

第四十八條の六第二項中「日本語でされた国
際実用新案登録出願(以下「日本語実用新案登録
出願」という。))を「日本語実用新案登録出願」に
改める。

第四十八條の七第四項中「第五十五條第二項
において準用する特許法第七條第一項」を「第
二條の二第一項」に、「第五十五條第二項におい
て準用する同法第七條第一項ただし書」を「同
項ただし書」に改める。

第四十八條の八を削る。

第四十八條の八の二第二項中「第七條の二第
四項及び第七條の三第二項」を「第八條第四項及
び第九條第二項」に改め、同条第二項及び第三
項中「第七條の二第三項」を「第八條第三項」に、
「又は出願公開」を「実用新案掲載公報の発行が」
に、「又は千九百七十年六月十九日」を「実用新
案掲載公報の発行又は千九百七十年六月十九

日」に、「国際公開」を「国際公開が」に改め、同条第四項中「第七条の二第二項の」を「第八条第一項の」に、「第七条の二第二項から第三項まで及び第七条の三第一項」を「第八条第一項から第三項まで及び第九条第一項」に、「第七条の二第一項及び第二項」を「第八条第一項及び第二項」に、「について出願公開」を「出願公開」に、「について千九百七十年六月十九日」を「千九百七十年六月十九日」に、「第七条の三第一項中」を「第九条第一項中」に改め、同条第五項中「第七条の二第二項の」を「第八条第一項の」に、「第七条の二第二項から第三項まで及び第七条の三第一項」を「第八条第一項から第三項まで及び第九条第一項」に、「第七条の二第二項及び第二項」を「第八条第一項及び第二項」に、「第三項」を「第九項」に改め、同条を第四十八条の八とする。

第四十八条の十及び第四十八条の十一を次のように改める。

(補正の特例)

第四十八条の十 国際実用新案登録出願についてする条約第二十八条(1)又は第四十一条(1)の規定に基づく補正については、第二条の二第一項ただし書の規定は、適用しない。

2 特許法第百八十四条の十一第一項及び第三項の規定は、国際実用新案登録出願についてする第二条の二第二項本文又は条約第二十八条(1)若しくは第四十一条(1)の規定に基づく補正に準用する。この場合において、同法第百八十四条の十一第二項中「第百九十五条第二項」とあるのは、実用新案法第三十二条第一項の規定により納付すべき登録料及び同法第五

十四条第二項と、「納付した後であつて国内処理基準時を経過した後」とあるのは「納付した後」と読み替えるものとする。

(登録料の納付期限の特例)

第四十八条の十一 国際実用新案登録出願の第一年から第三年までの各年分の登録料の納付については、第三十二条第一項中「実用新案登録出願と同時に」とあるのは、「第四十八条の四第一項に規定する国内書面提出期間内(第四十八条の四第三項ただし書に規定する国内処理の請求をした場合にあつては、その国内処理の請求の時まで)」とする。

第四十八条の十一の次に次の一条を加える。

(実用新案技術評価の請求の時期の制限)

第四十八条の十一の二 国際実用新案登録出願に係る実用新案技術評価の請求については、第十二条第一項中「何人も」とあるのは、「第四十八条の四第四項に規定する国内処理基準時を経過した後、何人も」とする。

第四十八条の十二の見出し中「国際実用新案登録出願」を「外国語実用新案登録出願」に改め、

同条第一項中「日本語実用新案登録出願に係る実用新案登録が国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲若しくは図面に記載されている考案以外の考案についてされたとき又は」を削り、「出願翻訳文若しくは」を「出願翻訳文又は」に改め、同条第三項中「第三十七条第二項及び第三項の規定並びに特許法第百八十四条の十五第二項及び第四項(国際特許出願固有の理由に基づく特許の無効の審判)」を「第三十七条第一項後段、第二項及び第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「国際実用新

案登録出願」を「外国語実用新案登録出願」に改め、「の審判」を削り、「第三十九条第四項」を「第十四条の二第二項ただし書及び第二項ただし書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 外国語実用新案登録出願に係る実用新案技術評価の請求については、第十二条第三項ただし書中「第三十七条第一項」とあるのは、「第三十七条第一項又は第四十八条の十二第二項」とする。

第四十八条の十二に次の一項を加える。

5 第一項の審判については、第三十九条第二項中「第三十七条第一項」とあるのは「第三十七条第一項若しくは第四十八条の十二第二項」と、第四十一条において準用する特許法第百三十二条第一項、第百四十五条第一項、第百六十七條及び第百六十九條第一項並びに第四十五条において準用する同法第百七十四條第二項中「第百二十三條第一項又は第百二十五條の二第二項」とあり、並びに第四十一条において準用する同法第百五十五條第三項中「第百二十三條第一項」とあるのは「実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項」と、第四十七條第二項において準用する同法第百七十九條中「第百二十三條第一項若しくは第百二十五條の二第二項」とあるのは「実用新案法第三十七條第一項若しくは第四十八条の十二第二項」とする。

第四十八条の十三中第二項を削り、第三項を第四十八条の十三第二項を削り、第五項中「第百八十四条の十一の二(発明の新規性の喪失の例外の特例)」を「第百八十四条の九第六項及び

第百八十四条の十一の二」に改め、同項を同条第三項とする。

第四十八条の十四第五項及び第六項を次のように改める。

5 前項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願についての手続の補正については、第二条の第一項ただし書中「実用新案登録出願の日」とあるのは、「第四十八条の十四第四項に規定する決定の日」とする。

6 第四十八条の四第四項、第四十八条の六、

第四十八条の七、第四十八条の八第一項及び第三項、第四十八条の十一から第四十八条の十二まで並びに特許法第百八十四条の三第二項、第百八十四条の九第六項、第百八十四条の十一第一項及び第三項並びに第百八十四条の十一の二の規定は、前項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願に準用する。この場合において、第四十八条の四第四項、第四十八条の六、第四十八条の七第一項及び第四十八条の十二第二項中「国際出願日」とあり、並びに第四十八条の八第三項中「第四十八条の四第一項の国際出願日」及び「同条第一項の国際出願日」とあるのは「第四十八条の十四第四項に規定する国際出願日」となつたものと認められる日」と、第四十八条の四第四項中「国内書面提出期間が満了した時(国内書面提出期間内に出版人が国内処理の請求をしたときは、その国内処理の請求の時。以下「国内処理基準時」という。))における第一項又は前項に規定する翻訳文」とあるのは「第四十八条の十四第二項の規定により提出された翻訳文」と、第四十八条の七第一項及び第二項

中「国内処理基準時の属する日まで」とあるのは「通商産業省令で定める期間内」と、第四十八条の八第一項中「及び第九条第二項の規定は」とあるのは「の規定は」と、同条第三項中「と」、「実用新案掲載公報の発行が」とあるのは「実用新案掲載公報の発行又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開が」とする」とあるのは「とする」と、第四十八条の十一中「第四十八条の四第一項に規定する国内書面提出期間内（第四十八条の四第三項ただし書に規定する国内処理の請求をした場合にあつては、その国内処理の請求の時まで）」とあるのは「第四十八条の十四第四項に規定する決定の日から通商産業省令で定める期間内」と、第四十八条の十一の二中「第四十八条の四第四項に規定する国内処理基準時を経過した後」とあるのは「第四十八条の十四第四項に規定する決定の後」と、同法第八十四条の十一第一項中「日本特許出願に就いては第八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、外国語特許出願については第八十四条の四第一項及び第八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後であつて国内処理基準時を経過した後」とあり、及び同法第八十四条の十一の二中「国内処理基準時の属する日後」とあるのは「実用新案法第八十八条の十四第四項に規定する決定の後」と、同法第八十四条の十一第三項中「第百

八十四条の四第一項の国際出願日」及び「同条第一項の国際出願日」とあるのは「実用新案法第四十八条の十四第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日」と読み替へるものとする。

第五十条第一項中「とき、又は願書に添付した明細書若しくは図面の訂正をすべき旨の審決が確定した場合において、その登録があつた」を削る。

第五十条の二を次のように改める。

(二)以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての特則)

第五十条の二 二以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての第十四条の二

第二項、第二十六条において準用する特許法第九十七条第一項若しくは第九十八条第一項

第一号、第三十四条第一項第三号、第三十七条第二項（第四十八条の十二第四項において

準用する場合を含む）、第四十一条において準用する同法第二百二十五条、第四十一条にお

いて、若しくは第四十五条において準用する同法第七十四条第二項において、それぞれ

準用する同法第二百三十二条第一項、第四十四条、第四十五条において準用する同法第七

十六条、第四十九条第一項第一号又は第五十三

条第二項において準用する同法第九十三

条第二項第五号の規定の適用については、請

求項ごとに実用新案登録がされ、又は実用新

案権があるものとみなす。

第五十三条第二項中「特許公報の掲載事項」を

「第五号及び第七号から第九号までに係る部分

に限る。」に改め、同項に後段として次のように

加える。

この場合において、同項第七号中「確定審

決（第二百三十二条第一項若しくは第二百二十六

条第一項の審判又はその確定審決に対する再

審において明細書又は図面の訂正がされた場

合にあつては、審判又は再審の確定審決並び

に訂正した明細書に記載した事項及び図面の

内容」とあるのは、「確定審決」と読み替へる

ものとする。

第五十四条第一項第一号を削り、同項第二号

中「第三十二条第三項若しくは」を削り、「次条

第一項」を「第二条の五第一項に、「第四条若し

くは第五十一条第一項」を「第五十一条の規定若し

くは第三十二条第三項に、「特許法第五十五条第二

項」を「同法第五十五条第二項に改め、同号を同項

第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 第十一條第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者

第五十四条第一項第四号から第七号までの規定中「次条第四項」を「次条第一項」に改め、同条第三項を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前三項まで」を「及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、同条第八項中「実用新案登録出願についての出願審査」を「実用新案技術評価」に改め、同項を同条第七項とする。

第五十五条第一項から第三項までを削り、同条第四項中「第二十六条（条約の効力）及び」を削り、同項を同条第一項とし、同条第五項を同条

第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 特許法第九十四条の規定は、手続に準用する。この場合において、同条第二項中「審査」とあるのは、「実用新案法第十二条第一項に規定する実用新案技術評価」と読み替へるものとする。

第五十五条第六項中「補正の却下の決定、査定」を削り、同項を同条第四項とする。

第五十六条第一項中「三十万円」を「三百万円」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「まつて」を「待つて」に改め、同項を同条第二項とする。

第五十七条及び第五十八条中「十万円」を「百万円」に改める。

第五十九条第二項中「査定又は」を削る。

第六十条中「五万円」を「五十万円」に改める。

第六十一条中「若しくは第二項」を削る。

第六十二条中「第十三条において準用する特許法第五十九条において、第四十一条において準用する特許法第六十一条の三第三項において準用する同法第五十九条において」を削り、「第七十四条第二項」を「五万円」を「十万円」に改める。

第六十三条中「呼出」を「呼出し」に、「五万円」を「十万円」に改める。

第六十四条中「五万円」を「十万円」に改める。

第八章を第九章とし、第七章を第八章とし、第六章の二を第七章とする。

別表第一号から第三号までの規定中「一万七千円」を「一万四千円」に改め、同表第四号及び第五号を次のように改める。

第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

この場合において、同項第七号中「確定審決（第二百三十二条第一項若しくは第二百二十六条第一項の審判又はその確定審決に対する再審において明細書又は図面の訂正がされた場合にあつては、審判又は再審の確定審決並びに訂正した明細書に記載した事項及び図面の内容）」とあるのは、「確定審決」と読み替へるものとする。

第五十四条第一項第一号を削り、同項第二号中「第三十二条第三項若しくは」を削り、「次条第一項」を「第二条の五第一項に、「第四条若しくは第五十一条第一項」を「第五十一条の規定若しくは第三十二条第三項に、「特許法第五十五条第二項」を「同法第五十五条第二項に改め、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 第十一條第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者

第五十四条第一項第四号から第七号までの規定中「次条第四項」を「次条第一項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前三項まで」を「及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、同条第八項中「実用新案登録出願についての出願審査」を「実用新案技術評価」に改め、同項を同条第七項とする。

第五十五条第一項から第三項までを削り、同条第四項中「第二十六条（条約の効力）及び」を削り、同項を同条第一項とし、同条第五項を同条

第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 特許法第九十四条の規定は、手続に準用する。この場合において、同条第二項中「審査」とあるのは、「実用新案法第十二条第一項に規定する実用新案技術評価」と読み替へるものとする。

第五十五条第六項中「補正の却下の決定、査定」を削り、同項を同条第四項とする。

第五十六条第一項中「三十万円」を「三百万円」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「まつて」を「待つて」に改め、同項を同条第二項とする。

第五十七条及び第五十八条中「十万円」を「百万円」に改める。

第五十九条第二項中「査定又は」を削る。

第六十条中「五万円」を「五十万円」に改める。

第六十一条中「若しくは第二項」を削る。

第六十二条中「第十三条において準用する特許法第五十九条において、第四十一条において準用する特許法第六十一条の三第三項において準用する同法第五十九条において」を削り、「第七十四条第二項」を「五万円」を「十万円」に改める。

第六十三条中「呼出」を「呼出し」に、「五万円」を「十万円」に改める。

第六十四条中「五万円」を「十万円」に改める。

第八章を第九章とし、第七章を第八章とし、第六章の二を第七章とする。

別表第一号から第三号までの規定中「一万七千円」を「一万四千円」に改め、同表第四号及び第五号を次のように改める。

四	実用新案技術評価の請求をする者	一件につき四万二千円に一請求項につき千三百円を加えた額
五	明細書又は図面の訂正をする者	一件につき千四百円

(意匠法の一部改正)

第四条 意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

(願書の記載又は図面等の補正と要旨変更)

第九条の二 願書の記載(第六条第一項第一号から第三号までに掲げる事項並びに同条第二項及び第三項の規定により記載した事項を除く。第十七条の二第一項及び第二十四条において同じ。)又は願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本についてした補正がこれらの要旨を変更するものと意匠権の設定の登録があつた後に認められたときは、その意匠登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす。

第十三条第一項ただし書中「次項ただし書において同じ。」を削り、同条第二項ただし書及び第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第十三条の二第二項中「実用新案法」の下に「(昭和三十四年法律第百二十三号)」を加え、「第四十八条の六第二項」を「第四十八条の五第四項」に、「同法第四十八条の五第一項」を「同条第一項」に改める。

第十五条第一項中、「第四十条(明細書等の補正と要旨変更)」を削り、「同法第四十三条第二項」を「同条第二項」に改める。

第十七条の三第二項中「第五十一条第一項(第

五十六條の二)を「第五十條第一項(第五十七條第一項)に改め、同条を第十七條の四とする。

第十七條の二第二項中「第十九條において準用する特許法第五十三條第一項」を「前條第一項」に改め、同条を第十七條の三とする。

第十七條の次に次の一条を加える。

(補正の却下)

第十七條の二 願書の記載又は願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本についてした補正がこれらの要旨を変更するものであるときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

2 前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付さなければならない。

3 第一項の規定による却下の決定があつたときは、決定の謄本の送達があつた日から三十日を経過するまでは、当該意匠登録出願について査定をしてはならない。

4 審査官は、意匠登録出願人が第一項の規定による却下の決定に対し第四十七條第一項の審判を請求したときは、その審判の審決が確定するまでその意匠登録出願の審査を中止しなければならない。

第十九條中、「第五十三條(補正の却下)」を削る。

第二十九條中「第十五條第一項において準用する特許法第四十條」を「第九條の二」に、「第十

七條の二第二項(第五十一條第一項及び第五十六條の二)を「第十七條の三第一項(第五十條第一項(第五十七條第一項)において準用する場合を含む。)」に改める。

第四十二條第一項第一号中「六千八百円」を「八千五百円」に改め、同項第二号中「一万三千五百円」を「一万六千九百円」に改め、同項第三号中「二万七千円」を「三万三千八百円」に改め、同条第二項中「六千八百円」を「八千五百円」に改める。

第四十七條第一項中「第十九條において準用する特許法第五十三條第一項」を「第十七條の二第一項」に改め、同項ただし書中「第十七條の二第一項」を「第十七條の三第一項」に改める。

第四十九條を削る。

第五十條第一項ただし書中「第四十八條第一項第四号」を「前條第一項第四号」に改め、同条第三項ただし書中「第四十八條第一項第四号に該当する場合」を「前條第一項第四号に該当する場合」に、「第四十八條第一項第四号に該当するに至つた」を「同号に該当するに至つた」に改め、同条を第四十九條とする。

第五十一條第一項を次のように改める。

第十七條の二及び第十七條の三の規定は、第四十六條第一項の審判に準用する。この場合において、第十七條の二第四項中「第四十七條第一項の審判を請求したとき」とあるのは、「第五十九條第一項の訴えを提起したとき」と読み替へるものとする。

第五十一條第二項ただし書中「次条」を「第五十二條」に改め、同条を第五十條とし、同条の次に次の一条を加える。

(補正の却下の決定に対する審判の特則)
第五十一條 第四十七條第一項の審判において決定を取り消すべき旨の審決があつた場合における判断は、その事件について審査官を拘束する。

第五十二條中「第百三十二條」の下に、「第百三十三條、第百三十四條第一項、第三項及び第四項、第百三十五條を加え、第百五十九條第一項及び第百六十二條、第百六十三條」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第百六十一條中「第百二十一條第一項」とあり、及び同法第百六十九條第三項中「第百二十一條第一項又は第百二十六條第一項」とあるのは、「意匠法第四十六條第一項又は第四十七條第一項」と読み替へるものとする。

第五十八條を削る。

第五十七條中「第百七十四條第一項から第三項まで及び第五項」を「第百七十四條第二項及び第四項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 特許法第百三十一條、第百三十二條第三項及び第四項、第百三十三條、第百三十四條第四項、第百三十五條から第百四十七條まで、第百五十條から第百五十二條まで、第百五十五條第一項、第百五十六條から第百五十八條まで、第百六十條、第百六十八條、第百六十九條第三項から第六項まで並びに第百七十條の規定は、第四十六條第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。この場合において、同法第百六十九條第三項中「第百二十一條第一項又は第百二十六條第一項」とあるの

は、「意匠法第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

3 特許法第百三十一条、第百三十二条第三項及び第四項、第百三十三条、第百三十四条第四項、第百三十五条から第百四十七条まで、第百五十条から第百五十二条まで、第百五十五條第一項、第百五十六条、第百五十七條、第百六十八條、第百六十九條第三項から第六項まで並びに第百七十条の規定は、第四十七條第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。この場合において、同法第百六十九條第三項中「第百二十一条第一項又は第百二十六條第一項」とあるのは、「意匠法第四十七條第一項」と読み替えるものとする。

第五十七條を第五十八條とする。

第五十六條の二中「第五十一条第一項」を「第五十条第一項及び第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第五十一条の規定は、第四十七條第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

第五十六條の二を第五十七條とする。

第五十九條の見出し中「訴え」を「訴え」に改め、

同条第一項中「訴、第五十二条において、又は第五十七條において準用する特許法第百七十四條第一項において、それぞれ準用する同法第百五十九條第一項において準用する同法第五十三條第一項」を「訴え、第五十条第一項(第五十七條第一項において準用する場合を含む。)において準用する第百七条の二第二項に、「却下の決定に対する訴」を「却下の決定に対する訴え」に改め、同条第二項中「訴に訴え」に改める。

第六十三條第一号中「添附した」を「添付した」

に改め、同条第三号中「第四十六條第一項」の下に「又は第四十七條第一項」を加える。

第六十七條第一項第三号中「第十七條の三」を「第十七條の四」に、「特許法第五條第二項」を「同法第五條第二項」に改める。

第六十八條第一項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第四條第一項中「第百二十一条第一項」とあるのは、「意匠法第四十六條第一項若しくは第四十七條第一項」と読み替えるものとする。

第六十八條第二項中「第十七條第二項及び第三項」を「第十七條第三項及び第四項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第九條中「第百二十一条第一項」とあるのは、「意匠法第四十六條第二項若しくは第四十七條第一項」と、同法第十四條中「第百二十一条第一項」とあるのは「意匠法第四十六條第一項又は第四十七條第一項」と読み替えるものとする。

第六十九條第一項中「三十万円」を「三百万円」に改める。

第七十條及び第七十一条中「十万円」を「百万円」に改める。

第七十三條中「五万円」を「五十万円」に改める。

第七十五條中「又は第五十七條において準用する特許法第百七十四條第一項から第三項まで」を「第五十八條第一項において準用する特許法第百七十四條第二項において、又は第五十八條第二項若しくは第三項に、「五千円」を「十万円」に改める。

第七十六條中「呼出し」を「呼出し」に、「五千円」を「十万円」に改める。

第七十七條中「五万円」を「十万円」に改める。

別表第一号中「一万三千元」を「一万六千元」に、「六千五百円」を「八千円」に改め、同表第二号中「四千四百円」を「五千円」に、「二千円」を「二千六百円」に改め、同表第三号中「三万二千円」を「四万円」に改め、同表第四号中「四万四千円」を「五万五千円」に改め、同表第五号中「二万二千円」を「二万七千五百円」に改め、同表第六号及び第七号中「四万四千円」を「五万五千円」に改める。

(商標法の一部改正)

第五條 商標法昭和三十四年法律第百二十七号の一部を次のように改正する。

第九條の二の次に次の一條を加える。

(指定商品等又は商標を表示した書面の補正と要旨変更)

第九條の三 願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は願書に添付した商標登録を受けようとする商標を表示した書面について出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達前にした補正がこれらの要旨を変更するものと商標権の設定の登録があつた後に認められたときは、その商標登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす。

第十條第三項中「前条第二項」を「第九條第二項」に改める。

第十三條第一項中、「第四十二條(明細書等の補正と要旨変更)及び(パリ条約による優先権主張の手続)」を削り、「同法第四十三條第二項」

を「同条第二項」に改める。

(補正の却下)

第十六條の二 願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は願書に添付した商標登録を受けようとする商標を表示した書面について出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達前にした補正がこれらの要旨を変更するものであるときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

2 前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付さなければならない。

3 第一項の規定による却下の決定があつたときは、決定の謄本の送達があつた日から三十日を経過するまでは、当該商標登録出願について査定(出願公告をすべき旨の決定前に第一項の規定による却下の決定があつたときは、出願公告をすべき旨の決定又は拒絶をすべき旨の査定)をしてはならない。

4 審査官は、商標登録出願人が第一項の規定による却下の決定に対し第四十五條第一項の審判を請求したときは、その審判の審決が確定するまでその商標登録出願の審査を中止しなければならない。

第十七條中「第五十三條」を「第五十四條」に改める。

第十七條の二第二項中「第十七條の二」を「第十七條の三」に、「前条において準用する特許法第五十三條第一項」を「第十六條の二第二項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 意匠法第十七条の四の規定は、前項又は第五十五条の二(第六十条の二第二項において準用する場合を含む。)において準用する同法第十七条の三第一項に規定する期間を延長する場合に準用する。

第三十二条第一項中「第十三条第一項において準用する特許法第四十条の規定により、又は第十七条の二において、第五十六条の二において準用する意匠法第五十一条第一項において、若しくは第六十二条において準用する同法第五十六条の二において準用する同法第五十一条第一項において、それぞれ準用する同法第十七条の二第一項を「第九条の三の規定により、又は第十七条の二第二項若しくは第五十五条の二(第六十条の二第二項において準用する場合を含む。))において準用する意匠法第十七条の三第一項に改める。

第四十条第一項中「五万三千円」を「六万六千円」に改め、同条第二項中「十万円」を「十三万円」に改める。

第四十五条第一項中「第十七条において準用する特許法第五十三条第一項」を「第十六条の二第一項」に改め、同項ただし書中「第十七条の二において」を「第十七条の二第二項において」に、「第十七条の二第二項」を「第十七条の三第二項」に改める。

第五十五条の次に次の一条を加える。
第五十五条の二 第十六条の二、特許法第五十四条及び意匠法第十七条の三の規定は、第四十四條第一項の審判に準用する。この場合において、第十六条の二第四項中「第四十五条第一項の審判を請求したとき」とあるのは「第

六十三条第一項の訴えを提起したとき」と、特許法第五十四条第一項中「第六十四条」とあるのは「第六十四条(商標法第五十六条第一項において準用する特許法第五十九条第二項及び第三項において準用する場合を含む。))と読み替えるものとする。

第五十六条第一項中「第三百三十二条」の下に「第三百三十三条、第三百三十四条第一項、第三項及び第四項、第三百三十五条を加え、「第六百六十一条まで、第六百六十二条、第六百六十三条」を「第六百五十八条まで、第六百五十九条第二項から第五項まで、第六百六十条、第六百六十一条」に、「第二百二十五条の二第一項又は第二百二十九条第一項」とあるのは、を「又は第二百二十五条の二第一項」とあるのは「に改め、「第五十三条の二」との下に、「同法第六百六十一条中「第二百一十二条第一項」とあり、及び同法第六百六十九条第三項中「第二百一十二条第一項又は第二百二十六条第一項」とあるのは「商標法第四十四条第一項又は第四十五条第一項」とを加える。

第五十六条の二を次のように改める。
(意匠法の準用)
第五十六条の二 意匠法第五十一条の規定は、第四十五条第一項の審判に準用する。
第六十条の次に次の一条を加える。
(審判の規定の準用)
第六十条の二 第五十五条の二の規定は、第四十四條第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

2 第五十六条の二の規定は、第四十五条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

第六十一条中「第七十四条第一項から第三項まで及び第五項」を「第七十四条第二項及び第四項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に、「第二百二十五条の二第二項又は第二百二十九条第一項」を「又は第二百二十五条の二第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特許法第五十九条第二項から第五項までの規定は、第四十四条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

第六十二条中「第五十六条の二」を「第五十八条第二項」に改め、同条に次の一項を加える。
2 意匠法第五十八条第三項の規定は、第四十五条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

第六十三条の見出し中「訴え」を「訴え」に改め、同条第一項中「訴、第五十六条第一項において、又は第六十一条において準用する特許法第七十四條第一項において、それぞれ準用する同法第七十五條第一項において準用する同法第五十三条第一項」を「訴え、第五十五条の二(第六十条の二第二項において準用する場合を含む。))において準用する第十六条の二第二項」に、「却下の決定に対する訴え」を「却下の決定に対する訴え」に改め、同条第二項中「第二百二十五条の二第一項若しくは第二百二十九条第一項」を「若しくは第二百二十五条の二第一項」に改める。

第六十八條第一項中「第九条の二、第十条を「第九条の二から第十條まで」に改め、同条第四項中「第五十六条及び第五十六條の二」を「及び第五十五条の二から第五十六條の二まで」に改める。
第六十八條の二中「第五十六條第一項」を「又

は第五十六条第一項」に、「において準用する特許法第五十九条第二項若しくは第三項において、又は第六十一条」を「若しくは第六十一条第二項」に改め、「第七十四條第一項において準用する同法」を削る。

第六十九條第一項中「第六十一条」を「第六十一条第一項」に、「特許法第七十四條第三項」を「同法第七十四條第二項」に、「特許法第九十三条第二項第五号」を「同法第九十三条第二項第五号」に改める。

第七十五條第二項中「第九十三條第二項第一号から第四号まで、第五号、第六号及び第八号(特許公報の掲載事項)」を「第九十三條第二項第一号から第三号まで、第五号、第七号及び第九号」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「出願公告又は出願公開後における特許を受ける権利の承継」とあるのは、「出願公告後における商標登録出願により生じた権利の承継ける商標法第六十六条の二第二項(同法第五十五条の二(同法第六十条の二第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。の規定による却下の決定」と読み替えるものとする。

第七十六條第一項第二号中「第十七条の三」を「第十七条の四」に、「特許法第五條第二項」を「同法第五條第二項」に改める。
第七十七條第一項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第四條第一項中「第百二十一条第一項」とあるのは、「商標法第四十四條第一項若しくは第四十五條第一項」と読み替へるものとする。

第七十七條第二項中「第十七條第二項及び第三項」を「第十七條第三項及び第四項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第九條中「第百二十一条第一項」とあるのは「商標法第四十四條第一項若しくは第四十五條第一項」とあるのは「商標法第四十四條第一項又は第四十五條第一項」と読み替へるものとする。

第七十八條中「五十万円」を「五百万円」に改める。

第七十九條中「基く」を「基づく」に、「二十万円」を「三百万円」に改める。

第八十條中「二十万円」を「三百万円」に改める。

第八十三條中「又は第六十一條」を「第六十一條第一項に」、「特許法第七十四條第一項から第三項まで」を「同法第七十四條第二項において、第六十二條第一項（第六十八條第五項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第五十八條第二項において、又は第六十二條第二項（第六十八條第五項において準用する場合を含む。）において準用する同法第五十八條第三項に」、「同法第五十一條」を「特許法第五十一條に」、「五千円」を「十万円」に改める。

第八十四條中「呼出」を「呼出し」に、「五千円」を「十万円」に改める。

第八十五條中「五千円」を「十万円」に改める。

別表第一号中「一万七千円」を「二万四千円」に、「三万四千円」を「四万三千円」に改め、同表第二号中「八千八百円」を「一万円」に改め、同表第三号中「三万二千円」を「四万円」に改め、同表第四号及び第五号中「四万四千円」を「五万五千円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定中特許法第七條第一項の表の改正規定及び同法別表の改正規定（同表第六号中「（請求公告に係る異議の申立てを含む。）」を削る部分及び同表第十二号を同表第十三号とし、同表第十一号の次に一号を加える部分を除く。）、第二条の規定、第四条の規定中意匠法第四十二條第一項及び第二項の改正規定並びに同法別表の改正規定、第五条の規定中商標法第四十條第一項及び第二項の改正規定並びに同法別表の改正規定、次条第三項並びに附則第三條、第六條から第十條まで及び第十七條の規定は、平成五年七月一日から施行する。

第二条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している特許出願又は特許に係る審判若しくは再審については、第一条の規定による改正後の特許法（以下「新特許法」という。第百九十五條第一項及び第二項の規定により納付すべき手数料を除き、その特許出願又は審判若しくは再審について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にした特許出願の願書に添付した明細書又は図面について出願公告をすべき旨の決定の願本の送達前にした補正がこれらの要旨を変更するものと特許権の設定の登録があった後に認められたときは、その特許出願及びその特許出願に係る特許権については、なお従前の例による。

3 前条ただし書に規定する日前に第一条の規定による改正前の特許法（以下「旧特許法」という。）第百七條第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであった特許料であつて旧特許法第百九條の規定によりその納付が猶予されたもの（その猶予期間内に納付するものに限る。）については、新特許法第百七條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新特許法第百二十三條第一項第一号及び第百八十四條の十五條第一項の規定は、この法律の施行後にした特許出願に係る特許について適用し、この法律の施行前にした特許出願に係る特許については、なお従前の例による。

5 新特許法第百二十三條第一項第七号の規定は、この法律の施行後に新特許法の規定による訂正をする特許について適用し、この法律の施行前に旧特許法の規定による訂正をした特許及びこの法律の施行後に旧特許法の規定による訂正をする特許については、なお従前の例による。

6 この法律の施行前に請求された旧特許法第百二十三條第一項又は第百八十四條の十五條第一項の審判が特許庁に係属している場合におけるこの法律の施行後に訂正をする特許についての新特許法第百二十六條第一項の規定の適用については、同項中「特許権者は、第百二十三條第一項の審判が特許庁に係属している場合を除き」とあるのは、「特許権者は」とする。

7 この法律の施行前に請求された旧特許法第百二十六條第一項の審判による明細書又は図面の訂正についての旧特許法第百二十九條第一項の審判については、新特許法第百九十五條第一項及び第二項の規定により納付すべき手数料を除き、なお従前の例による。

8 この法律の施行前に請求された旧特許法の規定による審判の確定審決及びこの法律の施行後に請求される旧特許法の規定による審判（旧特許法第百二十一條第一項、第百二十二條第一項及び第百二十九條第一項の審判に限る。）の確定審決に対する再審については、新特許法第百九十五條第一項及び第二項の規定により納付すべき手数料を除き、なお従前の例による。

9 この法律の施行前にした特許出願に係る旧特許法第百二十二條第一項の審判及びこの法律の施行後に請求される旧特許法第百二十九條第一項の審判並びにこれらの確定審決に対する再審並びにこの法律の施行前に請求された同項の審判の確定審決に対する再審（以下この項において「審判・再審」という。）に係る手数料の納付については、審判・再審を新特許法別表第十号に規定する審判又は再審とみなして、新特許法第百九十五條第二項の規定を適用する。この場合において、その審判・再審が特許法等の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第二十七号。

以下「昭和六十二年法」という。)の施行前にした特許出願に係るものであるときは、同号中「四万九千五百円に一請求項につき五千五百円」とあるのは、「二万七千五百円に一発明につき二万七千五百円」とする。

10 この法律の施行前に請求された旧特許法第二百二十六条第一項の審判及びその確定審決に対する再審において、旧特許法第六百六十五条第一項(旧特許法第七百七十四条第四項において準用する場合を含む。)において準用する旧特許法第五十五条第一項の申立て(以下この項において「請求公告異議申立て」という。)があつた場合における手数料の納付については、請求公告異議申立てを新特許法別表第六号に規定する特許異議の申立てとみなして、新特許法第九十五条第二項の規定を適用する。

(第二条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置)

第三条 附則第一条ただし書に規定する日前に第二条の規定による改正前の実用新案法第三十一条第一項の規定により既に納付した登録料又は同日前に同項の規定により納付すべきであつた登録料であつて同法第三十四条において準用する旧特許法第九十九条の規定によりその納付が猶予されたもの(その猶予期間内に納付するものに限る。)については、第二条の規定による改正後の実用新案法第三十一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(第三条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している実用新案登録出願(次条第一項に規定する旧実用新案登録出願を除く。)又はこの法律の施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案登録、実用新案権、審判若しくは再審については、第三条の規定による改正前の実用新案法(以下「旧実用新案法」という。)附則第十一条の規定による改正前の弁理士法(大正十年法律第百号)、附則第十二条の規定による改正前の輸出品デザイン法(昭和三十四年法律第百六号)、旧特許法、第四条の規定による改正前の意匠法及び附則第十五条の規定による改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 前項の場合において、この法律の施行後に請求される明細書又は図面の訂正及びこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧実用新案法の次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとするほか、同項の規定の適用に関し必要な技術的読替又は、政令で定める。

第三十七條 二 その実用新案登録が条約に違反してされたとき。

二の二 その実用新案登録の願書に添付し

第三十七條 二 その実用新案登録が条約に違反してされたとき。

二の二 その実用新案登録の願書に添付し

第三十九條 第一項	第四十條 第一項	第四十條 第二項	第四十一條
次に掲げる事項を目的とする場合は、図面の訂正を添付した明細書又は審判を請求することができる。	願書に添付した明細書又は図面の訂正が前条第一項から第三項までの規定に違反しているときは、その訂正を無効にすることができ、その訂正を請求することができる。	2 第三十七條第二項及び第三項の規定は、前項の審判の請求に準用する。	第三百三十條から第七十條まで
第三十七條第一項の審判が特許庁に係属している場合を除き、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求することができる。ただし、その訂正は、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしななければならない。	審判長は、審判の請求があつたときは、請求書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。	2 第三十七條第一項又は第四十八條の十次条において準用する特許法第五十三條第二項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求することができる。ただし、その訂正は、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしななければならない。かつ、次に掲げる事項を目的とするものに限る。 一 実用新案登録請求の範囲の減縮 二 誤記の訂正 三 明りようでない記載の釈明 3 審判長は、第一項の答弁書又は前項の訂正の請求書に添付された訂正した明細書若しくは図面を受理したときは、その副本を請求人に送達しなければならない。 4 審判長は、審判に関し、当事者を尋問することができる。 5 前条第二項から第四項まで並びに特許法第二百二十七條、第二百二十八條、第二百三十一條、第二百三十二條第三項及び第二百三十一條並びに第二百六十四條第一項の規定は、第四項二項の場合に準用する。	第三百三十一條から第三百三十三條まで、第三百三十五條から第三百六十三條まで、第三百六十四條第一項及び第三百六十六條から第七十條まで

第五十五条 準用する。

第五十六條 三十万円

第五十七條 十万円

第六十條 五十万円

別表第五号

別表第九号

登録異議の申立て(請求公告に係る異議の申立てを含む)をする者
審判又は再審を請求する者

登録異議の申立てをする者
審判、再審又は明細書若しくは図面の訂正を請求する者

準用する。この場合において、同法第十七条第一項ただし書中「及び請求公告をする旨の決定の謄本の送達があつた後」とあるのは、「実用新案登録法第三十七條第一項又は第四十八條の十二第一項の審判において同法第四十條第一項の規定により指定された期間が経過した後(同条第五項において準用する特許法第四十一條第一項の規定により指定された期間が経過した後)及び実用新案登録法第三十九條第一項の審判において同法第四十一條第一項の規定により指定された期間が経過した後(同条第五項において準用する特許法第四十一條第一項の規定により指定された期間が経過した後)及び実用新案登録法第三十九條第一項の審判において同法第四十一條第一項の規定により指定された期間が経過した後」と読み替へるものとする。

第五条 実用新案登録出願人は、この法律の施行の際現に特許庁に係属している実用新案登録出願(その実用新案登録出願の日から五年六月を経過したものを除く)であつて、第三條の規定による改正後の実用新案法(以下「新実用新案法」という。)の規定の適用を受けるものとして、通商産業省令で定めるところにより、特許庁長官に届け出たもの(以下「旧実用新案登録出願」という。)を新実用新案法の規定の適用を受ける実用新案登録出願(以下「新実用新案登録出願」という。)

2 前項の場合において、新実用新案登録出願は、旧実用新案登録出願の時にしたものとみなす。この場合において、新実用新案法第二條の二第一項ただし書中「実用新案登録出願の日」とあるのは、「特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第 号)附則第五條第一項の規定による届出(以下「変更届出」という。の日」と、新実用新案法第三十二條第一項中「実用新案登

録出願と同時に」とあるのは「変更届出と同時に」とする。

3 第一項の規定による届出があつたときは、旧実用新案登録出願は、取り下げたものとみなす。

4 旧実用新案法第四十八條の三第一項又は第四十八條の十四第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願に係る第一項の規定による届出については、旧実用新案法第四十八條の六第二項の日本語実用新案登録出願にあつては旧実用新案法第四十八條の五第一項、旧実用新案法第四十八條の四第一項の外国語実用新案登録出願にあつては同項及び旧実用新案法第四十八條の五第一項の規定による手続をし、かつ、旧実用新案法第五十四條第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後(旧実用新案法第四十八條の十四第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後)でなければすることができない。

5 特許出願人又は意匠登録出願人は、この法律の施行の際現に特許庁に係属している特許出願又は意匠登録出願(その特許出願又は意匠登録出願の日から五年六月を経過したものを除く)であつて、新実用新案法の規定の適用を受けるものとして、通商産業省令で定めるところにより、特許庁長官に届け出たものを新実用新案法の規定の適用を受ける新実用新案登録出願に変更することができる。

6 第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(意匠法の改正に伴う経過措置)

第六條 附則第一條ただし書に規定する日前に既に納付した登録料については、第四條の規定による改正後の意匠法第四十二條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(特許法等の一部を改正する法律による改正前の特許法の一部改正)

第七條 特許法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第四十一號)附則第二條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の特許法(以下「旧法」という。)の一部を次のように改正する。

第七條第一項の表中「五千三百円」を「七千四百円」に、「八千円」を「一万二千二百円」に、「一万六千円」を「二万二千四百円」に、「三万二千円」を「四万四千八百円」に、「六万四千円」を「八万九千六百円」に、「十二万八千円」を「十七万九千二百円」に、「二十五万六千円」を「三十五万八千四百円」に改める。

(旧法の一部改正に伴う経過措置)

第八條 附則第一條ただし書に規定する日前に前條の規定による改正前の旧法第七條第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであつた特許料であつて旧法第九條の規定によりその納付が猶予されたもの(その猶予期間内に納付するものに限る。)については、前條の規定による改正後の旧法第七條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(昭和六十二年法の一部改正)
第九條 昭和六十二年法の一部を次のように改正する。

附則第三条第三項の表中「五千円」を「七千円」に、「五千三百円」を「七千四百円」に、「八千円」を「一万二千二百円」に、「一万六千円」を「二万二千四百円」に、「三万二千円」を「四万四千八百円」に、「六万四千円」を「八万九千六百円」に、「十二万八千円」を「十七万九千二百円」に、「二十五万六千円」を「三十五万八千四百円」に改め、同条第四項中「五万円」を「七万五千円」に、「八千円」を「一万二千元」に、「二万二千元」を「二万七千五百円」に改める。

附則第五条第二項の表中「六千八百円」を「九千五百円」に、「一万三千五百円」を「一万八千九百円」に、「二万七千円」を「三万七千八百円」に改め、同条第三項中「三万二千円」を「四万八千円」に、「四万四千円」を「五万五千円」に改める。
(昭和六十二年法の一部改正に伴う経過措置)
第十条 附則第一条ただし書に規定する日前に前

条の規定による改正前の昭和六十二年法附則第三条第三項の規定により読み替えて適用される旧特許法第七十一条の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであった特許料であつて旧特許法第九十九条の規定によりその納付が猶予されたもの(その猶予期間内に納付するものに限る。)については、前条の規定による改正後の昭和六十二年法附則第三条第三項の規定により読み替えて適用される旧特許法第七十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 附則第一条ただし書に規定する日前に前条の規定による改正前の昭和六十二年法附則第五条第二項の規定により読み替えて適用される旧実

用新案法第三十一条第一項の規定により既に納付した登録料又は同日前に同項の規定により納付すべきであった登録料であつて旧実用新案法第三十四条において準用する旧特許法第九十九条の規定によりその納付が猶予されたもの(その猶予期間内に納付するものに限る。)については、前条の規定による改正後の昭和六十二年法附則第五条第二項の規定により読み替えて適用される旧実用新案法第三十一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(弁理士法の一部改正)
第十一条 弁理士法の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「第五十六条第一項若ハ第二項」を「第五十六条第一項」に改める。

(輸出品デザイン法の一部改正)
第十二条 輸出品デザイン法の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「又は同法第十二条第一項の権利に係る考案」を削る。
(特許法施行法の一部改正)
第十三条 特許法施行法(昭和三十四年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「新法第二百二十三条第一項」を「特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第 号)による改正前の特許法第二百二十三条第一項」に改める。

(実用新案法施行法の一部改正)
第十四条 実用新案法施行法(昭和三十四年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「新法による」を「特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第 号)以下

「平成五年法」という。附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成五年法による改正前の実用新案法(以下「昭和三十四年法」という。)による「に改める」。

第四条中「新法第十二条第一項」を「昭和三十四年法第十二条第一項」に改める。
第五条中「日において」の下に「昭和三十四年法による」を加える。

第十七条第一項中「新法」を「昭和三十四年法」に改める。

第十八条第一項及び第三項中「新法による」を「昭和三十四年法による」に改める。

第十九条中「新法」を「昭和三十四年法」に改める。

第二十六条第一項中「新法第三十七条第一項」を「昭和三十四年法第三十七條第一項」に改める。

第二十七条第二項中「新法第三十四条」を「昭和三十四年法第三十四條」に、「新特許法」を「平成五年法附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成五年法による改正前の特許法」に改める。

第二十八条及び第三十条中「新法」を「昭和三十四年法」に改める。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正)
第十五条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「第五十五条第五項」を「第五十五条第二項」に改める。

第十一条中「(実用新案法第四十五条において準用する場合を含む。)」及び「実用新案法第四十一

条」を削り、「特許法第六十一条の第三項(実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。)、特許法第六十五条第一項(同法第六十七条第四項(実用新案法第四十五条において準用する場合を含む。))及び実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。))及び実用新案法第十三条」を「及び同法第六十三條第三項」に改める。

第十二条第三項中「第五十五条第四項」を「第五十五条第一項」に改める。

第三十六条第一項中「又は実用新案登録出願」を削り、「発明又は考案」とを「発明」とに改める。

第四十一条第二項中「第十七條第二項第三号を除く。及び第三項」を「第十七條第三項(第三号を除く。及び第四項)」に改め、同条第四項中「第五十五条第二項」を「第二条の五第一項」に改める。

(罰則の適用に関する経過措置)
第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 附則第二条第一項、第七項又は第八項の規定によりなお従前の例によるものとされた審判又は再審の審決に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。ただし、旧特許法第九十七條中「二十万円」とあるのは、「三百万円」とする。

(政令への委任)
第十七条 附則第二条から第六条まで、第八條、第十條及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成五年四月十五日

農林水産委員長 吉川 芳男

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法法律案は、最近における漁業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、合理的な漁業生産方式の導入及び青年漁業者等の養成確保に資するため、経営等改善資金を拡充するとともに、青年漁業者等養成確保資金を設ける等所要の措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行った。

二、費用

本法施行に要する経費として、平成五年度一般会計予算に五十五億円が計上されている。

附帯決議

近年、諸外国の二百海里水域での我が国漁船への漁獲割当数量が減少しているのみでなく、公海での漁業規制も強化されつつある。このため、水産物の安定的な供給、漁村地域の活性化等を図る観点から、我が国周辺水域を主な漁場とする沿岸漁業等を振興することが緊急の課題となつてい

一方、沿岸漁業等を取り巻く情勢は、周辺水域の資源状況が悪化し、また、沿岸漁業者等が減少・高齢化するなど、一段と厳しくなっている。よって政府は、本法の施行に当たっては、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

一 生産基盤の整備、沿岸漁業の構造改善等基幹的な水産政策について、でき得る限り、中・長期的視点に立った施策の展開方向を明らかにすること。

二 沿岸漁業改善資金制度が、沿岸漁業経営の健全な発展、沿岸漁業従事者の福祉の向上等に十分な役割を果しうよう、今後とも、資金内容の充実、資金枠の確保、制度の積極的活用並びに水産業改良普及制度の充実・強化に努めること。

三 漁村の生活環境の整備が立ち遅れている現状にかんがみ、沿岸漁業従事者等の資金需要を的確に把握し、生活改善資金が十分に活用されるようさらに検討を行うとともに、漁港等の整備と併せ行う生活環境の向上に資する事業の促進を図ること。

四 沿岸漁業への新規就業者の著しい減少に対処し、青年漁業者等養成確保資金の積極的な活用を図るとともに、新規就業者等の円滑な定着を支援するための施策の充実を努めること。また、漁業外からの新規就業者については、その進出が漁村社会に混乱をもたらすことのないよう十分配慮すること。

五 経営等改善資金に新たに追加される合理的な漁業生産方式の導入に必要な資金については、資源管理型漁業の推進、養殖業の振興等に資す

るよう制度の弾力的運用を図ること。

六 物的・人的担保制度の運用に当たっては、沿岸漁業改善資金を借り受ける沿岸漁業従事者等の意向を十分尊重するよう指導すること。右決議する。

沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。平成五年四月八日

衆議院議長 櫻内 義雄
参議院議長 原 文兵衛殿

沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律案

沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律案

沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「漁業技術」の下に「その他合理的な漁業生産方式」を加え、「漁業後継者たる青少年又は」を「青年漁業者」に改め、「従事する者」の下に「その他の漁業を担うべき者」を加え、「技術を習得する」を「技術の実地の習得その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成する」に、「後継者等養成資金」を「青年漁業者等養成確保資金」に改める。

第二条第二項中「漁業技術」の下に「その他合理的な漁業生産方式の導入（当該漁業技術又は当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。以下同じ。）」を加え、同

条第四項中「後継者等養成資金」を「青年漁業者等養成確保資金」に、「漁業後継者たる青少年又は」を「青年漁業者」に改め、「従事する者」の下に「その他の漁業を担うべき者」を加え、「技術を実地に習得する」を「技術の実地の習得その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成する」に改める。

第三条第一項及び第四条中「後継者等養成資金」を「青年漁業者等養成確保資金」に改める。

第五条第二項を次のように改める。

2 貸付金の償還期間（据置期間を含む。）は、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類ごとに、十年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

第五条第三項中「二年」を「三年」に改める。

第六条の見出しを「（担保又は保証人）」に改め、同条第一項中「保証人」を「担保を提供させ、又は保証人」に改める。

第八条第一項中「近代的な漁業技術」の下に「その他合理的な漁業生産方式の導入」を加え、「を導入することにより」を「を導入を行うことにより」に、「当該漁業技術又は施設を導入することが」を「当該近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入又は当該施設の導入が」に改め、同条第三項中「後継者等養成資金」を「青年漁業者等養成確保資金」に、「技術を実地に習得する」を「技術の実地の習得その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成する」に、「養成される」を「養成確保される」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

水産業協同組合法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
平成五年四月十五日

農林水産委員長 吉川 芳男

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における漁業及び漁村をめぐる諸情勢の変化等に対応して、漁業協同組合等の健全な発達を図るため、その行うことができする事業の内容を充実し、理事会の設置その他の執行体制の強化等を図るとともに、事業の譲渡の適正な実施を確保するための規定を整備する等所要の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

水産業協同組合は、水産業の振興、漁村地域の活性化等に貢献しており、その役割は、ますます重要になつてゐる。

一方、水産業協同組合の多くは、経営規模の零細性、取扱事業量の減少、固定化債権の増加等、困難な課題を抱えている。また、水産業協同組合を取り巻く状況は、国際的な漁業規制の強化、周辺水域の資源状況の悪化、漁業従事者の減少及び

高齢化、金融自由化の進展等、厳しさを増している。よって政府は、両法の施行に当たっては、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

一 漁協系統組織の事業・組織の再編・整備に当たっては、組織の自主的な協議を尊重し、組合員の理解を得るとともに、事業の種類、地域の実情等に十分配慮すること。また、合併の推進に当たっては、画一的な基準によらず、地域の実情を反映させるとともに、組合員の意思に基づきその理解と納得の下に行われるよう指導すること。

二 漁業経営の不振等に伴う漁協の財務の実状に対処し、漁協の経営基盤の強化促進はもとより、欠損金等の負担を軽減するための対策の推進に努めること。

三 組合の事業の譲渡に当たっては、譲渡組合の組合員をはじめとする漁協事業の利用者に不利益が生ずることのないよう、また、職員の雇用に不安が生ずることのないよう指導すること。

四 信用事業機能の拡充については、漁協信用事業の零細性にかんがみ、その能力に応じた事業が適切に実施されるよう慎重に指導すること。

五 水産資源の現状にかんがみ、資源管理規制の適正な運営を推進するとともに、密漁防止対策を強化し、資源管理のために遊漁者の一層の協力が得られるようさらに努力すること。また、資源管理の効果をも十分に発揮させるため、外国漁船を含めた、周辺水域における広域的な資源管理体制及び漁業秩序の確立に努めること。

六 漁協による漁業自営事業の実施要件の見直しに当たっては、自営事業から組合員等が排除されることのないよう、また、適正な漁利の配分に支障が生ずることのないよう指導すること。

七 漁協経営の適切な業務執行を確保するため、本改正の趣旨の周知徹底を図り責任ある執行体制を確立するとともに、全漁連をはじめ系統組織の内部監査体制の整備充実につき指導すること。また、協同組合原則に基づく民主的な運営の確保につき適切な指導を行うこと。さらに、青年層や女性層の幅広い意向を反映した組合運営と併せ、優秀な人材を確保するため、職員の処遇の改善、人材の育成につき適切に指導すること。

八 福利厚生事業の実施に当たっては、市町村等との機能分担を明確にし、十分な連携を図るとともに、人材の育成等の実施体制の整備に必要な措置を講ずるよう努めること。

右決議する。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成五年四月八日

衆議院議長 櫻内 義雄
参議院議長 原 文兵衛殿

水産業協同組合法の一部を改正する法律案
水産業協同組合法の一部を改正する法律案
水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十七條」を「第六十七條の二」に改める。

第十一条第一項第六号中「繁殖保護」の下に、「水産資源の管理」を加え、同条第三項第二号から第四号までを次のように改める。

二 内国為替取引
三 債務の保証

四 有価証券の貸付け

第十一条第三項第五号を削り、第六号を第五号とし、同項に次の五号を加える。

六 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱

七 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
八 両替

九 金融先物取引等の受託等(金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第八項に規定するものをいう。以下同じ。)

十 前各号の事業に附帯する事業

第十一条第六項中「第三項第五号」を「第三項第六号」に改め、同条第七項中「定款の」を「定款で」に改め、「その施設」の下に「(第三項第三号及び第四号の規定による施設にあつては、主務省令で定めるものに限る。)」を加え、「第三項第三号及び第六号」を「同項第二号から第八号まで及び第十号」に改め、同条第八項第三号中「第一項第八号の二」の下に「及び第九号」を加える。

第十二条第四項中「場合これ」を「場合について」、「省令」を「主務省令」に改める。

第十五条の五中「省令」を「農林水産省令」に改め、同条を第十五条の六とし、第十五条の四を第十五条の五とする。

第十五条の三中「省令の」を「農林水産省令で」に改め、「これを」を削り、同条を第十五条の四とする。

第十五条の二第一項中「省令」を「農林水産省令」に改め、同条を第十五条の三とする。

第十五条の次に次の一条を加える。

(資源管理規程)

第十五条の二 第十一条第一項第六号の事業を行う組合は、一定の水面において水産動植物の採捕の方法、期間その他の事項を適切に管理することにより水産資源の管理を適切に行うため、当該水面において組合員が漁業を営むに当たつて遵守すべき事項に関する規程(以下「資源管理規程」という。)を定めようとする場合には、行政庁の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 資源管理規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 資源管理規程の対象となる水面の区域並びに水産資源及び漁業の種類

二 水産資源の管理の方法

三 資源管理規程の有効期間

四 資源管理規程に違反した場合の過怠金に関する事項

五 その他農林水産省令で定める事項

3 第一項の認可(同項の変更の認可を含む。第五項において同じ。)を受けようとする組合は、第四十八条第一項第二号の規定による総会の議決の前に、当該資源管理規程の対象となる水面において当該資源管理規程の対象となる漁業を営む組合員の三分の二以上の書面による同意を得なければならない。

4 資源管理規程は、海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)第十二条の二第一項に規定する資源管理協定又は漁業法(昭和二十

四年法律第二百六十七号)第八条第一項に規定する漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則(以下この項において「漁業権行使規則等」という。)が存する場合にあつては、当該資源管理協定又は漁業権行使規則等に従つた内容のもでなければならない。

5 組合が第一項の認可を受けた資源管理規程に違反した場合の過怠金については、第二十三条の規定は、適用しない。

6 前各項に規定するもののほか、資源管理規程に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第十六条の二第一項中「第十一条第三号」を「第十一条第三項第二号」に改め、同条第四項中「省令」を「主務省令」に改める。

第十六条の四「をいう。」の下に「第四十八条第一項第五号、第五十条第三号の二、」を加える。

第十六条の五第三項中「省令」を「主務省令」に改める。

第十七条第一項中「且つ」を「かつ」、「二分の一」を「三分の一」、「の外を」を「のほかに」に改める。

第十八条第二項中「(昭和二十四年法律第二百六十七号)」を削り、「営み」を「営み、」に、「こゝろ」を「超える」に改める。

第二十一条第二項中「定款の」を「定款で」に、「第四十一条第三項(第四十四条の二第二項)」を「第四十七条の五第三項(第四十三条第二項)」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三十四条第九項中「少くとも四分の三」を「少なくとも三分の二」に、「但し」を「ただし」に改める。

第三十五条の二を削る。

第三十六条を次のように改める。

(理事会の職務)

第三十六条 理事会は、組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。

第三十六条の二を削る。

第三十七条を次のように改める。

(理事の忠実義務)

第三十七条 理事は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、共済規程、内国為替取引規程、信託業務規程及び総会の議決を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

3 理事がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。重要な事項につき第四十条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様とする。

4 商法第二百六十六条第二項、第三項及び第五項の規定は、第二項の理事の責任について準用する。

第三十八条の前の見出し及び同条を次のように改める。

(理事と組合との契約)

第三十八条 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。この場合には、民法(明治二十九年法律第八十九号)第百八条の規定は、適用しない。

第三十九条から第四十一条までを削る。

第四十二条第一項中「遊漁規則」という。の下

に、「資源管理規程」を加え、同条第二項中「総会」の下に「及び理事会」を加え、同条を第三十九条とする。

第四十三条の見出し中「備付」を「備付け」に改め、同条第一項中「の会日」を「の日」に改め、「財産目録」を削り、「且つ」を「かつ」に改め、同条を第四十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(監事の兼職禁止)

第四十一条 監事は、理事又は組合の使用人を兼ねてはならない。

第四十四条第二項中「改選の」を削り、「同時にこれを」を「同時に」に改め、「改選を」を削り、同条第三項中「改選の請求」を「請求」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、これを総会の議に付さなければならない。

第四十四条第五項中「の会日」を「の日」に、「書類」を「書面又はその写し」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第六項中「第四十条」を「第四十七条の三第二項及び第四十七条の四」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項の規定による請求につき第四項の総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

第四十四条を第四十二条とする。

第四十四条の二第一項中「行なう」を「行う」に、「若しくは」を「若しくは」に改め、同条第二項中「第四十一条」を「第四十七条の五」に改め、同条を第四十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(役員等に関する商法等の準用)

第四十四条 商法第二百五十四条第三項、第二百五十六條第三項、第二百五十八條第一項及び第二百六十七條から第二百六十八條ノ三までの規定は理事及び監事について、民法第五十五条並びに商法第二百六十一條、第二百六十二條、第二百六十九條及び第二百七十二條の規定は理事について、第三十七條並びに同法第二百七十四條、第二百七十五條ノ二、第二百七十五條ノ四及び第二百七十八條から第二百七十九條ノ二までの規定は監事について、同法第二百五十九條から第二百五十九條ノ三まで、第二百六十條ノ二、第二百六十條ノ三並びに第二百六十條ノ四第一項及び第二項の規定は理事会について準用する。この場合において、同法第二百六十一條第三項中「第二百五十八條」とあるのは、「第二百五十八條第一項並ニ水産業協同組合法第四十三條第一項」と読み替へるものとする。

第四十五條を削る。

第四十六條第二項中「理事の過半数」を「理事会の議決に改め、同条第三項中「参事には」を削り、「第三項」を「及び第三項」に、「及び第四十二條の規定を」を並びに第四十二條の規定は、参事についてに改め、同条を第四十五條とする。

第四十七條第三項中「理事」を「理事会」に改め、同条第四項中「書面」の下に「又はその写し」を加え、「且つ」を「かつ」に改め、同条を第四十六條とし、同条の次に次の五條を加える。

(競争関係にある者の役員等への就任禁止)

第四十七條 組合の行ふ事業と実質的に競争関係にある事業(当該組合の組合員の営み、又は従事する漁業及び当該組合の所屬する漁業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会の行ふ事業を除く。以下この条において「競合事業」という。)を営み、又は競合事業に従事する者(当該競合事業を営む法人その他の団体の役員及び職員を含む。)は、当該組合の理事、監事、参事又は会計主任になることができない。

(総会の招集)

第四十七條の二 通常総会は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第四十七條の三 臨時総会は、必要があるときは、定款で定めるところにより、いつでも招集することができる。

2 組合員(准組合員を除く。)が総組合員(准組合員を除く。)の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決定しなければならない。

第四十七條の四 理事の職務を行う者がなく、又は前条第二項の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

(組合員に対する通知)

第四十七條の五 組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所)にあてればよい。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

3 総会招集の通知は、その総会の日の一週間前までに、その会議の目的たる事項を示してしなければならない。

第四十八條第一項第二号中「規約」の下に「資源管理規程」を加え、同項第五号を次のように改める。

五 事業の全部の譲渡、信用事業若しくは第十一条第一項第三号、第五号若しくは第八号の二の事業(これに附帯する事業を含む。)の全部若しくは一部の移転又は共済契約の全部若しくは一部の移転(その一部の移転にあつては、責任準備金の算出の基礎が同じである共済契約の全部を包括して移転するもの(以下「包括移転」という。)に限る。)

第四十八條第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同条第四項を次のように改める。

4 共済規程の変更であつて、その変更に係る第十一條第一項第八号の二の事業が、その変更の前後を通じて、当該事業の実施により組合が負う共済責任の全部を共済水産業協同組合連合会の共済に付することを条件として実施されるものについては、第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、定款で、総会の議決を経ることを要しないものとすることができる。

第五十條第三号の二を次のように改める。

三の二 事業の全部の譲渡、信用事業若しくは第十一條第一項第三号、第五号若しくは第八号の二の事業(これに附帯する事業を含む。)の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転

第五十一條を次のように改める。

(総会に関する民法及び商法の準用)

第五十一條 民法第六十四條並びに商法第二百三十一條、第二百四十三條、第二百四十四條第一項及び第二項並びに第二百四十七條から第二百五十二條までの規定は、総会について準用する。この場合において、民法第六十四條中「第六十二條」とあり、及び商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは、「水産業協同組合法第四十七條の五第三項」と読み替へるものとする。

第五十三條第二項中「且つ、貯金者」を「かつ、貯金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者」に改める。

第五十四條に次の一項を加える。

3 商法第三百八十條の規定は、組合の出資一口の金額の減少について準用する。

第五十四條の二の見出し中「全部の」を削り、同条第一項を次のように改める。

第十一條第一項第一号及び第二号の事業を行う組合がその信用事業の全部又は一部を譲渡したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

第五十四條の二中第二項を削り、第三項を第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 前二條の規定は、信用事業の全部又は一部の譲渡について準用する。

第五十四條の二第四項を削り、同条第五項中「第一項の規定により」を「第四十八條第一項第五号の規定による議決を経て」に改め、同項を同条第四項とし、同条の次に次の一條を加える。

第五十四條の二 第四項を削り、同条第五項中「第一項の規定により」を「第四十八條第一項第五号の規定による議決を経て」に改め、同項を同条第四項とし、同条の次に次の一條を加える。

(共済事業の譲渡等)

第五十四条の三 第十一項第一項第八号の二の事業(これに附帯する事業を含む。以下この条及び第百三十条第一項第十号において「共済事業」という。)を行う組合が共済契約の全部又は一部を移転するとき(その一部を移転する場合にあつては、包括移転を行うときに限る。)は、共済事業を行う他の組合又は共済水産業協同組合連合会に対し、契約をもつてしなければならない。

2 前項の規定により共済契約の全部又は一部を移転する組合は、同項に規定する契約をもつてその共済事業に係る財産を移転することを定めることができる。

3 第五十三條及び第五十四條の規定は、共済事業の全部又は一部の譲渡及び前項に規定する共済事業に係る財産の移転について準用する。

4 前条第四項の規定は、その共済事業の全部を譲渡した組合及びその共済契約の全部を移転した組合について準用する。

第五十七條の三中「第十五條の三から第十五條の五まで」を「第十五條の四から第十五條の六まで」に改め、「これを」を削る。

第六十二條第六項を次のように改める。

6 第二十一條第一項並びに第四十九條第二項及び第三項並びに商法第二百四十三條、第二百四十四條第一項及び第二項並びに第二百四十七條から第二百五十二條までの規定は、創立總會について準用する。この場合において、同法第二百四十三條中「第二百三十二條ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「水産業協同組合法第六十二條第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セ

ズ」と、同法第二百四十四條第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と読み替へるものとする。第二章第四節中第六十七條の次に次の一條を加える。

(設立に関する商法の準用)

第六十七條の二 商法第四百二十八條の規定は、組合の設立について準用する。

第七十五條を削る。

第七十四條に次の一項を加える。

2 清算人は、前項の承認を得た後遅滞なく、非出資組合にあつては財産目録、出資組合にあつては財産目録及び貸借対照表を裁判所に提出しなければならない。

第七十四條を第七十五條とする。

第七十三條中「因る」を「よる」に、「但し」を「ただし」に改め、同條を第七十四條とし、第七十二條の次に次の一條を加える。

(合併に関する商法及び非訟事件手続法の準用)
第七十三條 商法第四百四條第一項及び第三項、第五百五條、第六百六條、第八百八條から第九百一一條まで並びに第四百五十五條並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三百五十五條ノ八の規定は、組合の合併について準用する。

第七十六條及び第七十七條を次のように改める。

第七十六條 削除

(解散及び清算に関する商法等の準用)

第七十七條 商法第一百六條、第二百四條、第二百二十五條、第二百二十九條第二項及び第三項、第三百三十一條、第四百十七條第二項、第四百十八條、第四百二十一條から第四百二十四條ま

で、第四百二十六條並びに第四百二十七條並びに非訟事件手続法第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十五條ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六條、第三百三十七條、第三百三十八條並びに第三百三十八條ノ三の規定は組合の解散及び清算について、第三十六條から第四十一條まで、第四十七條、第四十七條の三第二項及び第四十七條の四並びに商法第二百五十四條第三項、第二百五十八條、第二百五十九條から第二百五十九條ノ三まで、第二百六十條ノ二、第二百六十條ノ三、第二百六十條ノ四第一項及び第二項、第二百六十一條、第二百六十七條から第二百六十九條まで並びに第二百七十二條の規定は組合の清算人について準用する。この場合において、第四十條第一項中「事業報告書及び」とあるのは「事務報告書及び」と、「事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書及び貸借対照表」と、同法第四百十七條第二項中「前項」とあるのは「水産業協同組合法第七十四條」と、同法第四百二十六條第二項中「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ總數ノ百分ノ三以上三当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「総組合員(准組合員ヲ除ク)ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員(准組合員ヲ除ク)」と読み替へるものとする。

第八十三條の次に次の一條を加える。

(理事と組合との契約等)

第八十三條の二 組合が理事と契約するときは、監事が組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、同様とする。

第一号、第三号及び第四号を「第三十九條第三項第一号、第三号及び第四号」に改める。

第八十六條第一項中「組合の組合員に関する事項については、」を削り、「の外」を「のほか」に、「第二項から」を「及び第二項から」に、「及び」を「並びに」に、「規定を」を「規定は、組合の組合員について」に改め、同條第二項及び第三項を次のように改める。

2 第八十三條から前条までに規定するもののは、第三十三條、第三十四條第一項、第二項、第三項本文、第四項から第六項まで、第八項及び第九項、第三十五條、第四十條から第四十三條まで、第四十五條から第四十七條まで、第四十七條の三第二項、第四十七條の四、第四十七條の五、第四十八條第一項から第三項まで、第四十九條、第五十條、第五十三條、第五十四條第一項及び第二項、第五十五條第一項から第三項まで、第五十七條並びに第五十八條、民法第六十條、第六十一條第一項、第六十四條及び第六十六條並びに商法第二百四十三條並びに第二百四十四條第一項及び第二項の規定は組合の管理について、第三十七條第一項から第三項まで並びに同法第二百五十四條第三項、第二百五十六條第三項及び第二百五十八條第一項の規定は理事及び監事について、民法第四十四條第一項、第五十二條第二項及び第五十三條から第五十五条までの規定は理事について、同法第五十九條及び商法第二百七十八條の規定は監事について準用する。この場合において、第三十四條第二項中「五人」とあるのは「三人」と、同條第九項中「理事の定数の少なくとも三分の二は、」とあるのは「理事は、その全員が」と、第四十二條第一

項中「五分の一」とあるのは「三分の一」と、第四十五條第二項中「理事会の議決」とあるのは「理事の過半数」と、第四十六條第一項中「十分の一」とあるのは「六分の一」と、同條第三項及び第四十七條の第三項中「理事会」とあるのは「理事」と、民法第六十四條中「第六十二條」とあり、及び商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「水産業協同組合法第八十六條第二項ニ於テ準用スル同法第四十七條の五第三項」と読み替へるものとする。

3 第二十一條第一項本文、第四十九條第二項及び第三項、第五十九條から第六十一條まで、第六十二條第一項から第五項まで並びに第六十三條から第六十七條まで、民法第六十六條並びに商法第二百四十三條並びに第二百四十四條第一項及び第二項の規定は、組合の設立について準用する。この場合において、第五十九條中「二十人（第十八條第四項の規定により組合員たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営む者に限る組合以下「業種別組合」という。）にあつては、十五人」とあり、及び第六十一條第二項中「二十人（業種別組合にあつては、十五人）」とあるのは「七人」と、同法第二百四十三條中「第二百三十二條ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「水産業協同組合法第八十六條第三項ニ於テ準用スル同法第六十二條第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四條第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と読み替へるものとする。

第八十六條第四項中「組合の解散及び清算に関する事項については、」を削り、「第七十七條までの規定を」を「第七十二條まで、第七十四條及び第七十五條第一項、民法第七十三條、第七十五條、第七十六條及び第七十八條から第八十三條まで、商法第三百一十一條及び第四百二十七條第一項並びに非訟事件手続法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十五條ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十七條並びに第三百三十八條の規定は、組合の解散及び清算について、」少くとも四分の三を「少なくとも三分の二」に改め、「全員が」との下に、「民法第七十五條中「前条とあるのは「水産業協同組合法第八十六條第四項ニ於テ準用スル同法第七十四條」とを加える。

第八十七條第四項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同項に次の五号を加える。
六 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他の金銭に係る事務の取扱
七 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
八 両替
九 金融先物取引等の受託等
十 前各号の事業に附帯する事業
第八十七條第七項中「第四項第五号」を「第四項第六号」に改め、同條第八項中「定款の」を「定款」に改め、「その施設」の下に「（第四項第三号及び第四項の規定による施設にあつては、主務省令で定めるものに限る。）」を加え、「第四項第三号、第五号及び第六号」を「同項第二号から第八号まで及び第十号」に改め、「（同項第五号の規定による施設については、地方債証券その他主務大臣の指定する有価証券に係るものに限る。）」を削り、同條第九項各号中「會員等」を「所屬員」に改め、同項に次の一号を加える。

三 第一項第十号の事業 所屬員と世帯を同じくする者
第八十七條第十項中「會員等のためにする事業又は」を削り、「定款の」を「定款」に改める。
第八十七條の二第二項、第八十七條の三第二項第二号及び第五項、第八十七條の四第二項及び第五項並びに第八十七條の五第二号中「省令」を「主務省令」に改める。

第九十二條第一項中「連合会の事業に関する事項については、」を削り、「第十五條まで」を「第十五條の二まで」に、「規定を」を「規定は、連合会の事業について」に改め、「第八十七條第一項第五号」との下に、「第十五條の二第一項中「第十一條第一

第七十五條第一項、民法第七十三條、第七十五條、第七十六條及び第七十八條から第八十三條まで、商法第三百一十一條及び第四百二十七條第一項並びに非訟事件手続法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十五條ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十七條並びに第三百三十八條の規定は、組合の解散及び清算について、」少くとも四分の三を「少なくとも三分の二」に改め、「全員が」との下に、「民法第七十五條中「前条とあるのは「水産業協同組合法第八十六條第四項ニ於テ準用スル同法第七十四條」とを加える。

第八十七條第四項中「組合の解散及び清算に関する事項については、」を削り、「第七十七條までの規定を」を「第七十二條まで、第七十四條及び第七十五條第一項、民法第七十三條、第七十五條、第七十六條及び第七十八條から第八十三條まで、商法第三百一十一條及び第四百二十七條第一項並びに非訟事件手続法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十五條ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十七條並びに第三百三十八條の規定は、組合の解散及び清算について、」少くとも四分の三を「少なくとも三分の二」に改め、「全員が」との下に、「民法第七十五條中「前条とあるのは「水産業協同組合法第八十六條第四項ニ於テ準用スル同法第七十四條」とを加える。

第八十七條第四項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同項に次の五号を加える。
六 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他の金銭に係る事務の取扱
七 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
八 両替
九 金融先物取引等の受託等
十 前各号の事業に附帯する事業
第八十七條第七項中「第四項第五号」を「第四項第六号」に改め、同條第八項中「定款の」を「定款」に改め、「その施設」の下に「（第四項第三号及び第四項の規定による施設にあつては、主務省令で定めるものに限る。）」を加え、「第四項第三号、第五号及び第六号」を「同項第二号から第八号まで及び第十号」に改め、「（同項第五号の規定による施設については、地方債証券その他主務大臣の指定する有価証券に係るものに限る。）」を削り、同條第九項各号中「會員等」を「所屬員」に改め、同項に次の一号を加える。
三 第一項第十号の事業 所屬員と世帯を同じくする者
第八十七條第十項中「會員等のためにする事業又は」を削り、「定款の」を「定款」に改める。
第八十七條の二第二項、第八十七條の三第二項第二号及び第五項、第八十七條の四第二項及び第五項並びに第八十七條の五第二号中「省令」を「主務省令」に改める。

第九十二條第一項中「連合会の事業に関する事項については、」を削り、「第十五條まで」を「第十五條の二まで」に、「規定を」を「規定は、連合会の事業について」に改め、「第八十七條第一項第五号」との下に、「第十五條の二第一項中「第十一條第一項第六号」とあるのは「第八十七條第一項第六号」と、「組合員が」とあるのは「所屬員が」と、同條第三項中「組合員の三分の二以上」とあるのは「會員又は当該漁業を営む者を組合員とする會員のすべて」とを加え、「第十一條第三項第三号」を「第十一條第三項第二号」に、「第八十七條第四項第三号」を「第八十七條第四項第二号」に改め、同條第二項中「連合会の會員に関する事項については、」を削り、「規定を」を「規定は、連合会の會員について」に改め、同條第三項中「連合会の管理に関する事項については、」を削り、「第四十七條まで」を「第四十七條の五まで」に、「並びに第四十九條から第五十八條の二までの規定を」を「第四十九條から第五十四條の二まで並びに第五十五條から第五十八條の二までの規定は、連合会の管理について」に、「第三十六條の二」を「第四十七條」に、「営み」を「営み、」に、「事業を除く。」を「事業を除く。」に、「第四十八條第一項第六号中「一組合員」とあるのは「一會員等」とを「第四十八條第一項第五号及び第五十條第三号の二中「第十一條第一項第三号、第五号若しくは第八号の二」とあるのは「第八十七條第一項第三号若しくは第五号」とに、「第五十四條の二第一項及び」を「第五十四條の二第一項中「第十一條第一号及び第二号」とあるのは「第八十七條第一項第一号及び第二号」と、第五十五條第一項中「第十一條第一項第三号から第五号まで」とあるのは「第八十七條第一項第三号から第五号まで」と、同條第四項中「第十一條第一項第十号」とあるのは「第八十七條第一項第十一号」と、」に改め、同條第四項中「連合会の設立に関する事項については、」を削り、「第六十七條までの規定を」を「第六十七條の二までの規定は、連合会の設

立について、「第四十九条第二項及び第三項」を「並びに第四十九条第二項及び第三項」に改め、同条第五項中「連合会の解散及び清算に関する事項については、」を削り、「第七十七条までの規定を」を「第七十五条まで及び第七十七条の規定は、連合会の解散及び清算について、」に、「第七十三条を」を「第七十四条」に改める。

第九十三条第二項第二号から第四号までを次のように改める。

二 内国為替取引
三 債務の保証

四 有価証券の貸付け
第九十三条第二項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同項に次の五号を加える。

六 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他の金銭に係る事務の取扱

七 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

八 両替
九 金融先物取引等の受託等

十 前各号の事業に附帯する事業
第九十三条第五項中「第二項第五号」を「第二項第六号」に改め、同条第六項中「定款の」を「定款で」に改め、「その施設」の下に「(第二項第三号及び第四号の規定による施設にあつては、主務省令で定めるものに限る。)」を加え、「第二項第三号及び第六号」を「同項第二号から第八号まで及び第十号」に改め、同条第七項第三号中「第一項第六号の二」の下に「及び第七号」を加える。

第九十六条第一項中「組合の事業に関する事項については、」を削り、「第十六条の五までの規定を」を「第十五条まで及び第十五条の三から第十六

条の五までの規定は、組合の事業について」に、「第十五条の二第一項及び第十五条の三から第十五条の五まで」を「第十五条の三第一項及び第十五条の四から第十五条の六まで」に、「第十一号第三項第三号」を「第十一号第三項第二号」に、「第九十三条第二項第三号」を「第九十三条第二項第二号」に改め、同条第二項中「組合の組合員に関する事項については、」を削り、「規定を」を「規定は、組合の組合員について」に改め、同条第三項中「組合の管理に関する事項については、」を削り、「規定を」を「規定は、組合の管理について」に、「第三十六条の二」中「漁業」とあるのは「水産加工業」を「第四十七条中「漁業及び」とあるのは「水産加工業及び」に改め、「水産加工業協同組合連合会」との下に、「第四十八条第一項第五号及び第五十号第三号の二」中「第十一号第一項第三号、第五号若しくは第八号の二」とあるのは「第九十三条第一項第三号、第五号若しくは第六号の二」とを加え、「第五十四条の二第一項及び」を「第五十四条の二第一項中「第十一号第一項及び第二号」とあるのは「第九十三条第一項第一号及び第二号」とあるのは「第九十三条第一項第一号及び第二号」と、第五十四条の三第一項中「第十一号第一項第八号の二」とあるのは「第九十三条第一項第六号の二」と、第五十五号第四項中「第十一号第一項第十号」とあるのは「第九十三条第一項第八号」とに改め、同条第四項中「組合の設立に関する事項については、」を削り、「第六十七条までの規定を」を「第六十七条の二までの規定は、組合の設立について」に改め、「とあり、」の下に「及び」を加え、「それぞれ」を削り、同条第五項中「組合の解散及び清算に関する事項については、」を削り、「第七十七条までの規定を」を「第七十五条まで及び第七十七条の規

定は、組合の解散及び清算について」に改める。

第九十七条第一項各号列記以外の部分中「本章」を「この章」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「会員」を「連合会を直接又は間接に構成する者(以下この章において「所屬員」と総称する。)」に改め、同項第二号中「会員」を「所屬員」に改め、同項第三号中「連合会を直接又は間接に構成する者(以下本章において「所屬員」と総称する。)」を「所屬員」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「会員」を「所屬員」に改め、同項第二号から第四号までを次のように改める。

二 内国為替取引
三 債務の保証

四 有価証券の貸付け
第九十七条第三項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同項に次の五号を加える。

六 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他の金銭に係る事務の取扱

七 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

八 両替
九 金融先物取引等の受託等

十 前各号の事業に附帯する事業
第九十七条第六項中「第三項第五号」を「第三項第六号」に改め、同条第七項中「定款の」を「定款で」に改め、「その施設」の下に「(第三項第三号及び第四号の規定による施設にあつては、主務省令で定めるものに限る。)」を加え、「第三項第三号、第五号及び第六号」を「同項第二号から第八号まで及び第十号」に改め、「(同項第五号の規定による施設については、地方債証券その他主務大臣の指定する有価証券に係るものに限る。)」を削り、同条第八項中「会員」を「所屬員」に改め、同項に次の

一号を加える。

三 第一項第八号の事業 所屬員と世帯を同じくする者
第九十七条第九項中「会員のためにする事業又は」を削り、「定款の」を「定款で」に改める。

第九十八条第一項中「連合会の事業に関する事項については、」を削り、「規定を、連合会の証券子会社等の株式の所有に関する事項については、」を「規定は連合会の証券子会社等の株式の所有について」に、「第十一号第三項第三号」を「第十一号第三項第二号」に、「第九十七条第三項第三号」を「第九十七条第三項第二号」に改め、同条第二項中「連合会の組合員に関する事項については、」を削り、「規定を」を「規定は、連合会の組合員について」に改め、同条第三項中「連合会の管理に関する事項については、」を削り、「第四十七条まで」を「第四十七条の五まで」に、「並びに第四十九条から第五十八条の二までの規定を」を「第四十九条から第五十八条の二までの規定は、連合会の管理について」に、「第三十六条の二」を「第四十七条」に、「営み」を「営み、」に、「事業を除く。」を「事業を除く。」に、「第四十八条第一項第六号中「一組合員」とあるのは「一会員」とを「第四十八条第一項第五号及び第五十号第三号の二」中「第十一号第一項第三号、第五号若しくは第八号の二」とあるのは「第九十七条第一項第三号若しくは第五号」とに、「第五十四条の二第一項及び」を「第五十四条の二第一項中「第十一号第一項及び第二号」とあるのは「第九十七条第一項第一号及び第二号」と、第五十五号第四項中「第十一号第一項第十号」とあるのは

「第九十七条第一項第九号」と、に改め、同条第四項中「連合会の設立に関する事項については、」を削り、「第六十七条までの規定を」を「第六十七条の二までの規定は、連合会の設立について、」に、「第四十九条第二項及び第三項」を並びに第四十九条第二項及び第三項に、「第九十八条の二第一項」を並びに第九十八条の二第一項に改め、同条第五項中「連合会の解散及び清算に関する事項については、」を削り、「第七十七条まで」を「第七十五条まで、第七十七条に、」規定を「規定は、連合会の解散及び清算について」に、「第七十三条」を「第七十四条」に改める。

第百条の六第一項中「連合会の事業に関する事項については、」を削り、「第十五条の二、第十五条の三及び第十五条の五の規定を」を「第十五条の三、第十五条の四及び第十五条の六の規定は、連合会の事業について」に、「第十五条の二第一項及び第十五条の三」を「第十五条の三第一項及び第十五条の四」に、「第十条の五中」を「第十五条の六中」に改め、同条第二項中「連合会の会員に関する事項については、」を削り、「規定を」を「規定は、連合会の会員について」に改め、同条第三項中「連合会の管理に関する事項については、」を削り、「規定を」を「規定は、連合会の管理について」に、「第三十六條の二」を「第四十七條」に、「営み」を「営み、」に、「事業を除く。」を「事業を除く。」に改め、同条第四項中「連合会の設立に関する事項については、」を削り、「第六十七条までの規定を」を「第六十七条の二までの規定は、連合会の設立について」に、「第四十九条第二項及び第三項」を並びに第四十九条第二項及び第三項に、「第百条の四第一項」を並びに第百条の四第一項に改め、同

条第五項中「連合会の解散及び清算に関する事項については、」を削り、「第七十七条までの規定を」を「第七十五条まで及び第七十七条の規定は、連合会の解散及び清算について」に改める。

第百一条第二項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 数人が共同して組合（漁業生産組合を除く。）を代表すべきことを定めたときは、その規定

第百四条の二中「組合の理事」を「組合（漁業生産組合を除く。）を代表する理事又は漁業生産組合の理事」に改める。

第百八条中「第七十六条（第八十六条第四項、）を「第七十七條（に改め、）（含む。）の下に」又は第八十六条第四項において準用する商法第四百二十七条第一項」を加える。

第百二十一条中「組合の登記には、」を削り、「規定を」を「規定は、組合の登記について」に、「第七十三条本文」を「第七十四条本文に改める。

第百二十二条第二項中「省令」を「主務省令」に改める。

第百二十四条第三項中「第十五条の二第一項」を「第十五条の三第一項」に改める。

第百二十七条の見出しを「（監督行政庁等）」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「政令の」を「政令で」に改め、「これを」を削り、同項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の五項を加える。

2 この法律（第四項に規定する規定を除く。）における主務大臣は、農林水産大臣とする。ただし、第十一条第一項第二号、第八十七条第一項第二号、第九十三条第一項第二号又は第九十七

条第一項第二号の事業を行う組合にあつては、農林水産大臣及び大蔵大臣とする。

3 第百二十二条及び第百二十三条に規定する行政庁の権限は、前項ただし書の規定にかかわらず、農林水産大臣及び大蔵大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

4 第十二条第一項（第九十二条第一項、第九十二条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）並びに第十二条第四項（第九十二条第一項、第九十六條第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する倉庫業法第六

条第二項、第八條第二項、第十二条第二項、第二十二條及び第二十七條第一項に規定する主務大臣は、農林水産大臣及び運輸大臣とする。

5 第十二条第四項において読み替えて準用する倉庫業法第二十七條第一項に規定する主務大臣の権限は、前項の規定にかかわらず、農林水産大臣及び運輸大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

6 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

第百三十条第一項各号列記以外の部分中「これを」を削り、同項第二号の二中「第十五条の二第一項若しくは第十五条の三」を「第十五条の三第一項若しくは第十五条の四」に、「第十五条の四」を「第十五条の五」に、「第十五条の五」を「第十五条の六」に改め、同項第六号及び第七号を削り、同項第八号中「第四十二條」を「第三十九條」に、「第四十三條」を「第四十條」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 第四十一条又は第四十二條第四項（これら

の規定を第八十六條第二項、第九十二條第三項、第九十六條第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第百三十条第一項第九号中「第四十四條第五項又は第四十七條第四項」を「第四十二條第五項又は第四十六條第四項」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の三号を加える。

九 第四十四條（第九十二條第三項、第九十六條第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）次号において同じ。）において準用する商法第二百七十四

条第二項又は同法第二百七十五條の規定による調査を妨げたとき。

九の二 第四十四條において、若しくは第七十七條（第九十二條第五項、第九十六條第五項、第百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）において、それぞれ準用する商法第二百六十條ノ四第一項若しくは第二項、第五十一條（第九十二條第三項、第九十六條第三項、第百条第三項及び第百条の六第三項において準用する場合を含む。）において、第六十二條第六項（第九十二條第四項、第九十六條第四項、第百条第四項及び第百条の六第四項において準用する場合を含む。）において、若しくは第八十六條第二項若しくは第三項において、若しくは第九十六條第二項若しくは第三項において、若しくは第九十六條第四項、第九十二條第五項、第九十六條第五項、第百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。）若しく

は第七十七条において、若しくは第八十六条第四項において、それぞれ準用する同法第四百二十七条第一項の規定に違反して議事録、財産目録、貸借対照表若しくは決算報告書を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

九の三 第四十七條の二(第九十二條第三項、第九十六條第三項、第一百條第三項及び第一百六條第三項において準用する場合を含む。)、第四十七條の三第二項若しくは第四十七條の四(これらの規定を第四十二條第七項(第八十六條第二項、第九十二條第三項、第九十六條第三項、第一百條第三項及び第一百六條第三項において準用する場合を含む。)、第八十六條第二項、第九十二條第三項、第九十六條第三項、第一百條第三項及び第一百六條第三項において準用する場合を含む。))又は第八十六條第三項において準用する民法第六十條の規定に違反したとき。

第三百三十條第一項第十号中「第五十四條の二第四項を」第五十四條の二第三項に、「全部の譲渡をしを」全部若しくは一部を譲渡し、第五十四條の三第三項(第九十六條第三項において準用する場合を含む。))において準用する第五十三條若しくは第五十四條第二項の規定に違反して共済事業の全部若しくは一部を譲渡し、若しくは共済事業に係る財産を移転しに改め、同項第十号の二中「第五十四條の二第五項(」を「第五十四條の二第四項(第五十四條の三第四項(第九十六條第三項において準用する場合を含む。))に改め、同項第十四号から第十八号までを次のように改める。

十四 第七十七條において準用する商法第二百一十四條第三項又は第八十六條第四項において準用する民法第八十一條第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

十五 第七十七條において準用する商法第二百一十四條第三項若しくは同法第四百二十一条第一項若しくは第八十六條第四項において準用する民法第七十九條第一項若しくは同法第八十一條第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十六 第七十七條又は第八十六條第四項において準用する商法第二百一十一條の規定に違反して組合の財産を処分したとき。

十七 清算の終了を遅延させる目的をもつて第七十七條において準用する商法第四百二十一条第一項又は第八十六條第四項において準用する民法第七十九條第一項の期間を不当に定めたとき。

十八 第七十七條において準用する商法第四百二十三條の規定に違反して債務の弁済をし、又は第八十六條第四項において準用する民法第七十九條第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超え六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)
第二条 改正後の水産業協同組合法(以下「新法」という。))の規定は、特別の定めがある場合を除いては、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の水産業協同組合法(以下「旧法」という。))によって生じた効力を妨げない。

第三条 この法律の施行の際現に存する漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工工業協同組合、水産加工工業協同組合連合会及び共済水産業協同組合連合会(以下単に「組合」という。))の理事、監事又は清算人については、この法律の施行後に最初に到来する決算期に関する通常総会(総代会を含む。以下同じ。))の終了前は、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行前に組合の総会(総代会を含む。以下同じ。))又は創立総会の決議があった場合においては、その決議の不存在又は無効の確認を請求する訴えに関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行前に組合の出資一口の金額の減少があった場合においては、その出資一口の減少の無効の訴えに関しては、なお従前の例による。

第六条 新法第十一條第一項第一号及び第二号の事業を行う漁業協同組合、新法第八十七條第一項第一号及び第二号の事業を行う漁業協同組合連合会、新法第九十三條第一項第一号及び第二号の事業を行う水産加工工業協同組合又は新法第九十七條第一項第一号及び第二号の事業を行う水産加工工業協同組合連合会が、この法律の施行前に行った總會の議決に基づいてこの法律の施行後に行う信用事業(新法第十六條の四に規定する信用事業、新法第八十七條第一項第一号及び第二号の事業(これらの事業に附帯する事業を含む。))並びに同条第四項及び第五項の事業、

新法第九十三條第一項第一号及び第二号の事業(これらの事業に附帯する事業を含む。))並びに同条第二項及び第三項の事業又は新法第九十七條第一項第一号及び第二号の事業(これらの事業に附帯する事業を含む。))並びに同条第三項及び第四項の事業をいう。))の一部の譲渡については、新法第五十四條の二(新法第九十二條第三項、第九十六條第三項又は第一百條第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定の適用については、新法第五十四條の二第三項において準用する新法第五十三條第一項中「その議決の日」とあるのは、「水産業協同組合法の一部を改正する法律(平成五年法律第 号)の施行の日」とする。

第七条 新法第十一條第一項第八号の二の事業を行う漁業協同組合又は新法第九十三條第一項第六号の二の事業を行う水産加工工業協同組合が、この法律の施行前に行った總會の議決に基づいてこの法律の施行後に行う共済事業(新法第五十四條の三第一項に規定する共済事業又は新法第九十三條第一項第六号の二の事業及びこれに附帯する事業をいう。))の全部又は一部の譲渡については、新法第五十四條の三(新法第九十六條第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定の適用については、新法第五十四條の三第三項において準用する新法第五十三條第一項中「その議決の日」とあるのは、「水産業協同組合法の一部を改正する法律(平成五年法律第 号)の施行の日」とする。

ては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第九条 この法律の施行前に組合の合併があった場合には、その合併の無効の訴えに関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第十條 この法律の施行の際現に存する組合の清算人で旧法第七十四条（旧法第九十二条第五項、第九十六条第五項、第一百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。）の承認を得たものについての新法第七十五条第二項（新法第九十二条第五項、第九十六条第五項、第一百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新法第七十五条第二項中「前項の承認を得た後」とあるのは、「水産業協同組合法の一部を改正する法律（平成五年法律第 号）の施行後に最初に到来する決算期に関する通常総会の終了後」とする。

第十一條 この法律の施行の際現に存する組合の清算人でこの法律の施行後に最初に到来する決算期に関する通常総会の終了前に就職したもののについての新法第七十七条（新法第九十二条第五項、第九十六条第五項、第一百条第五項及び第百条の六第五項において準用する場合を含む。）において準用する商法（明治三十二年法律第四十八号）第四百十八条の規定の適用については、同条中「其ノ就職ノ日」とあるのは、「水産業協同組合法の一部を改正する法律（平成五年法律第 号）の施行後に最初に到来する決算期ニ関スル通常総会ノ終了シタル日」とする。

第十二條 この法律の施行前にした行為及び附則

第三条の規定により従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十三條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（租税特別措置法の一部改正）

第十四條 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五十七条の五第一項第六号中「第十五条の三を、第十五条の四に改める。

審査報告書

漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成五年四月十五日

農林水産委員長 吉川 芳男

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における漁業及び漁村をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、漁業協同組合の合併を引き続き促進して漁業に関する協同組織の健全な発展に資するため、合併及び事業経営計画に記載すべき事項の追加及び提出期限の延長等の措置を講じようとするものであって、なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用
本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

水産業協同組合は、水産業の振興、漁村地域の活性化等に貢献しており、その役割は、ますます重要になっている。

一方、水産業協同組合の多くは、経営規模の零細性、取扱事業量の減少、固定化債権の増加等、困難な課題を抱えている。また、水産業協同組合を取り巻く状況は、国際的な漁業規制の強化、周辺水域の資源状況の悪化、漁業従事者の減少及び高齢化、金融自由化の進展等、厳しさを増している。

よつて政府は、両法の施行に当たっては、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

一 漁協系統組織の事業・組織の再編・整備に当たっては、組織の自主的な協議を尊重し、組合員の理解を得るとともに、事業の種類、地域の実情等に十分配慮すること。また、合併の推進に当たっては、画一的な基準によらず、地域の実情を反映させるとともに、組合員の意思に基づきその理解と納得の下に行われるよう指導すること。

二 漁業経営の不振等に伴う漁協の財務の実状に対処し、漁協の経営基盤の強化促進はもとより、欠損金等の負担を軽減するための対策の推進に努めること。

三 組合の事業の譲渡に当たっては、譲渡組合の組合員をはじめとする漁協事業の利用者に不利益が生ずることのないよう、また、職員の雇

用に不安が生ずることのないよう指導すること。

四 信用事業機能の拡充については、漁協信用事業の零細性にかんがみ、その能力に応じた事業が適切に実施されるよう慎重に指導すること。

五 水産資源の現状にかんがみ、資源管理規制程度の適正な運営を推進するとともに、密漁防止対策を強化し、資源管理のために遊漁者の一層の協調が得られるようさらに努力すること。また、資源管理の効果の十分に発揮させるため、外国漁船を含めた、周辺水域における広域的な資源管理体制及び漁業秩序の確立に努めること。

六 漁協による漁業自営事業の実施要件の見直しに当たっては、自営事業から組合員等が排除されることのないよう、また、適正な漁利の配分に支障が生ずることのないよう指導すること。

七 漁協経営の適切な業務執行を確保するため、本改正の趣旨の周知徹底を図り責任ある執行体制を確立するとともに、全漁連をはじめ系統組織の内部監査体制の整備充実につき指導すること。また、協同組合原則に基づく民主的な運営の確保につき適切な指導を行うこと。さらに、青年層や女性層の幅広い意向を反映した組合運営と併せ、優秀な人材を確保するため、職員の処遇の改善、人材の育成につき適切に指導すること。

八 福利厚生事業の実施に当たっては、市町村等との機能分担を明確にし、十分な連携を図るとともに、人材の育成等の実施体制の整備に必要な措置を講ずるよう努めること。

右決議する。

漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成五年四月八日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 原 文兵衛殿

漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律

漁業協同組合合併助成法(昭和四十二年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「行なう」を「行う」に改め、同項に次の一号を加える。

六 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)

第六条第二項に規定する共同漁業権で同条第五項第一号の第一種共同漁業を内容とするものを有している組合が合併する場合にあつては、合併後の組合がその全部若しくは一部を放棄し、又は変更する場合にとるべき当該共同漁業権を有していた合併前の組合の組合員の同意を求める手続(水産業協同組合法第五十条第四号の規定による議決を除く。)に関する事項

第三條第三項中「昭和四十五年十二月三十一日まで」の下に「又は漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律(平成五年法律第 号)以下

「平成五年法律第 号」という。)の施行の日から平成十年三月三十一日まで」を加える。

平成五年四月十六日 参議院會議録第十一号 漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

第四条の次に次の一条を加える。

(共同漁業権の放棄又は変更に係る手続に関する事項の定款への記載)

第四条の二 組合が前条第二項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い合併するために行う水産業協同組合法第七十條第一項の規定による合併によつて設立する組合の定款の作成及び同法第四十八條第二項の規定による合併後存続する組合の定款の変更については、同法第三十二條第二項中「その時期を」とあるのは、「その時期を、漁業協同組合合併助成法第三條第一項第六号に掲げる事項を定めたときはその事項を」とする。

2 合併後の組合は、前項の規定により第三條第一項第六号に掲げる事項を定款に記載したときは、同号の共同漁業権の存続期間内は、その定款の記載を変更することができない。

第五條第一号中「前条第二項を」を「第四條第二項に、」を「行なう」を「行う」に、「造成し」を「造成し、」に改め、同条第二号中「行なう」を「行う」に改める。

第六條第一項中「(昭和二十四年法律第二百六十七号)を削り、」昭和四十六年三月三十一日まで」の下に「又は平成五年法律第 号の施行の日から平成十一年三月三十一日まで」を加え、「同法」を「漁業法」に改める。

附則第二項中「昭和六十八年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める。

附則第四項及び第十項中「昭和六十九年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改める。

附則に次の二項を加える。

11 組合が附則第三項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い昭和五十五年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までに合併した場合におけるその合併に係る合併後の組合が同項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い昭和六十三年四月一日から平成六年三月三十一日までに更に他の組合と合併した場合におけるその合併に係る合併後の組合が、第四條第二項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、平成十一年三月三十一日まで更に他の組合と合併した場合には、附則第四項中「その合併に係る合併後の組合」とあるのは、「その合併に係る合併後の組合(その組合が附則第三項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い平成六年三月三十一日までに合併した場合におけるその合併に係る合併後の組合が、第四條第二項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、平成十一年三月三十一日まで更に他の組合と合併した場合に於ては、その合併に係る合併後の組合)とする。

12 組合が附則第三項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い昭和五十五年四月一日から昭和六十一年三月三十一日まで又は昭和六十三年四月一日から平成六年三月三十一日までの間に合併した場合におけるその合併に係る合併後の組合が、第四條第二項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、平成十一年三月三十一日まで更に他の組合と合併した場合に於ては、その合併に係る合併後の組合(その組合が附則第三項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い平成六年三月三十一日までに合併した場合におけるその合併に係る合併後の組合が、第四條第二項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、平成十一年三月三十一日まで更に他の組合と合併した場合に於ては、その合併に係る合併後の組合)とする。

ある旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、平成十一年三月三十一日までに合併した場合に於ては、その合併に係る合併後の組合(その組合が附則第三項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い平成六年三月三十一日までに合併した場合におけるその合併に係る合併後の組合が、第四條第二項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、平成十一年三月三十一日まで更に他の組合と合併した場合に於ては、その合併に係る合併後の組合)とする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

(租税特別措置法の一部改正)

2 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十一條の八第一項中「附則第二項の規定」を「第二條若しくは附則第二項の規定」に改める。

(租税特別措置法及び国稅収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

3 租税特別措置法及び國稅収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四條第四項中「昭和六十三年法律第十五号の施行の日以後に当該認定を受けたもの」の下に「若しくは漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律(平成五年法律第 号)以下「平成五年法律第 号」という。)の施行の日から平成十年三月三十一日までの間に漁業協同組合合併助成法第二條の規定により同法第四條第二項の認定を求め、平成五年法律第 号の施行の日以後に当該認定を受けたもの」を加える。

附則第十八條第七項中「昭和六十三年法律第十五号の施行の日以後に当該認定を受けて合併をする場合」の下に「及び平成五年法律第 号の施行の日から平成十年三月三十一日までの

ある旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、平成十一年三月三十一日までに合併した場合に於ては、その合併に係る合併後の組合(その組合が附則第三項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い平成六年三月三十一日までに合併した場合におけるその合併に係る合併後の組合が、第四條第二項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、平成十一年三月三十一日まで更に他の組合と合併した場合に於ては、その合併に係る合併後の組合)とする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

(租税特別措置法の一部改正)

2 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十一條の八第一項中「附則第二項の規定」を「第二條若しくは附則第二項の規定」に改める。

平成五年四月十六日 参議院會議録第十一号 漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

間に漁業協同組合合併助成法第二条の規定により同法第四条第二項の認定を求め、平成五年法律第 号の施行の日以後に当該認定を受けて合併をする場合」を加える。

附則第二十三条第十六項中「昭和六十三年法律第十五号の施行の日以後に当該認定を受けて合併をする場合」の下に「若しくは平成五年法律第 号の施行の日から平成十年三月三十一日までの間に漁業協同組合合併助成法第二条の規定により同法第四条第二項の認定を求め、平成五年法律第 号の施行の日以後に当該認定を受けて合併をする場合」を加える。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所 千一〇五 東京都港区
虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電 話 03 (3587) 4302
定 価 本号一部
送料 六円をきり
別 別